

午前10時開会

○松本妙子議長

ただいまから令和6年第1回岸和田市議会定例会を開会します。

会議に先立ち、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。全員の御起立をお願いいたします。

黙禱。

(全員起立 黙禱)

○松本妙子議長

ありがとうございました。御着席ください。

なお、被災され、今なお御不自由な生活を余儀なくされている方々に対し、心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興を御祈念申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○松本妙子議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から14番南議員、15番井舎議員を指名します。

○松本妙子議長

次に、諸般の報告に入ります。

まず、岸財財第220号、岸教教総第778号、岸選管第284号、岸公平第54号、岸監第116号、岸農委第211号及び岸固審第18号をもって令和6年議案説明員の定期報告があり、御配付のとおりでございます。

次に、岸監第110号令和5年度工事監査結果報告、岸監第112号令和5年度定期監査結

果報告(12月実施分)、岸監第113号令和5年11月分例月出納検査結果報告(一般会計及び特別会計分)、岸監第114号令和5年11月分例月出納検査結果報告(公営企業会計分)、岸監第123号令和5年12月分例月出納検査結果報告(一般会計及び特別会計分)、岸監第124号令和5年12月分例月出納検査結果報告(公営企業会計分)、以上の6件につきましては、さきに議員各位へ御送付のとおりです。

本各報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○松本妙子議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

次に、報告第1号専決処分の報告を求めます。市長。

(永野耕平市長登壇)

○永野耕平市長

上程いたされました報告第1号の専決処分について御報告申し上げます。

専決処分第20号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和5年10月7日、消防署職員が下野町5丁目を化学消防車にて走行中、段差により車が傾き、相手方店舗入り口のシャッターボックスに接触し、破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、シャッターボックス修繕費として損害賠償の額を15万4000円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第21号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和5年8月22日、廃棄物対策課職員が南上町1丁目の相手方宅において粗大ごみの搬出作業中に、相手方所有の建具等と接触し、破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、建具等修繕費等として損害賠償の額を37万9750円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第22号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和5年10月27日、産業政策課職員が木材町の駐車場内において公用車をバックさせたところ、駐車中の相手方車両と接触し、破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費等として損害賠償の額を69万8700円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第23号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和5年11月13日、下野町1丁目において、市営下野町住宅を解体した空き地に設置中の侵入防止用フェンスが強風により開き、路上駐車中の相手方車両と接触し、破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費として損害賠償の額を14万681円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第1号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和5年9月21日、高架事業・道路整備課職員が上松町をダンプトラックで走行中、荷台から積荷が落下し、相手方宅の外構に衝突し破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、外構修繕費として損害賠償の額を60万5000円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第2号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和5年6月8日、公営競技事業所職員が春木若松町において、信号待ちで停車中であつた相手方車両に後方から追突し、相手方を負傷させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、治療費等として損害賠償の額を107万2422円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第3号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和5年12月15日、田

治米町において、本市が管理するカーブミラーの支柱が折れ転倒し、相手方宅の外構柵に衝突し破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、外構柵修繕費等として損害賠償の額を4万700円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第4号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和5年11月20日、野田町1丁目において、相手方車両が市道岸和田泉光寺線を走行中、道路上に設置していた鉄板が跳ね上がり、相手方車両を破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費として損害賠償の額を9万2422円と定め和解いたしましたものであります。

以上8件につきましては、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分の方途を講じましたので、同法第180条第2項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○松本妙子議長

ただいまの報告について、質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を許します。
高比良議員。

○4番 高比良正明議員

公用車の事故の和解に関する専決処分の報告については、昨年の議会でも聞かないことはなく、今回もまた報告が残念ながらなされております。

事故の防止、職員の安全運転の意識向上への取組については、昨年5月の臨時会で提案しましたがけれども、その提案した内容に関する検討の結果、その進捗状況についてお教えいただきたい。

そのほかに、事故の防止、職員の安全運

転の意識向上を図るため、どのような取組を行っておられるのでしょうか。例えば、職員の安全運転の意識向上を図るための案として、私はバスやトレーラーを長年運転してきた経験から、1番、周囲の安全を確認、2番、停止、3番、ハザードランプの点灯、4番、もう一回周囲の安全確認、そして5番にやっと後退と、車内に後退の手順を示した安全運転に関するステッカーを貼り、注意喚起をすることも有効であると考えるので、参考にさせていただきたいです。

また、今回の事故報告のような場面において、衝突事故の予防と回避、被害軽減に有効とされているバックセンサーや衝突被害軽減ブレーキなどの安全運転装置装着車の導入は検討しておられるのか、考えをお示してください。

単管パイプの落下事故では、走行中のダンプトラックの荷台から積荷である単管パイプが落下し、相手方の外構に衝突、破損させたとのことですが、単管パイプをダンプトラックの荷台へ乗せる際、どのように固定していたのでしょうか。

カーブミラーの転倒による外構柵の破損事故については、カーブミラーの点検はいつ行われましたのかお答えください。

○松本妙子議長

残総務部長。

○残実総務部長

議員御指摘のとおり、議会ごとに公用車の事故に関する報告が続いており、誠に遺憾に感じているところでございます。

昨年5月の臨時会において議員から御提案のございましたドライブレコーダーにつきましては、その導入に向け、関係課と調整しているところでございます。その他、安全運転、事故の再発防止を図るため、昨年10月に講習会を開催し、これを継続的に実施していくことを検討しているところでござ

います。また、安全運転の励行に関する庁内文書を発出し、安全運転の意識向上に努めているところでございます。

最後に、安全運転装置装着車の導入に関しましては、カーボンニュートラルへの取組として、今後、公用車の次世代自動車への切替えを検討しており、その中でそのような装置装着車の導入を図っていくことを併せて検討してまいります。

○松本妙子議長

奥野建設部長。

○奥野光好建設部長

単管パイプの固定方法ですが、約5メートルの単管パイプ6本が荷台に収まらなかったため、後ろは荷台の後ろあおりの内側に、前は運転席屋根後方の鳥居部に乗せ、荷台の前方部及び後方部でそれぞれロープを用いて固定しておりました。

続いて、カーブミラーの点検時期につきましては、1巡目点検といたしまして、2014年から委託により継続して取り組んでおりまして、本年度末をもって全カーブミラーの点検が完了する予定であります。点検の結果、損傷の激しいものについては即時対応するよう取り組んでおりますが、その他の場合はできる範囲で順次補修を行っている状況であります。転倒したカーブミラーにつきましては、2016年度に点検しており、損傷が激しいものではございませんでした。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

ドライブレコーダーについては、予算常任委員会でもた河合議員からお尋ねいたします。

衝突被害軽減ブレーキについては、2021年11月より国産の新型車で搭載が義務づけられております。既存車にも搭載してくださいとまでは申し上げませんが、ドライブレコ

ーダー搭載もようやく進むようですし、未搭載車についても安全運転をお願いいたします。

単管パイプの落下事故では、いつもそのような方法で固定しておられるのでしょうか。また、これまでその方法で落下等はなかったのでしょうか。

カーブミラーについては、当時、転倒したカーブミラーは損傷が激しいものに該当しなかったということですが、そういったものが実際、転倒しているわけです。以前より要望しておりましたが、堺市ではLINEを活用して、現場写真も含めて通報されております。このような先例を踏まえて、今後どのように点検、対策をしていくのかお答えください。

○松本妙子議長

奥野建設部長。

○奥野光好建設部長

これまで3メートル程度の単管パイプを運搬することはありましたが、今回と同じロープでの固定方法で荷崩れ事故等を起こしたことはございません。また、走行後、固定部が緩んでいたこともございません。今回落下した単管パイプは長さが5メートルで、ふだん我々が取り扱う単管パイプよりは長かったため、ロープが緩んだものと考えております。

次に、カーブミラーの対策ですが、今後とも定期的に点検を行い、老朽化の進行を把握し、必要な措置を実施することにより安全の確保に努めてまいります。また、日頃からも、委託による道路パトロールに加え、直営による道路パトロールの実施や、市民の皆様から寄せられた情報からも異常の早期把握に努めてまいります。

よって、新たな手法として、議員からも御紹介がありましたLINEアプリの活用について検討しており、まずは試行ではご

ざいですが、令和6年4月より岸和田市道路通報システムとして、市民の皆様からの御協力が得られやすいようLINEを活用して通報していただき、不良箇所の早期発見につなげ、今後の適正管理に努めてまいります。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

パイプの落下事故については、今後このような事故を起こさないようマニュアルの作成等が必要と考えますけれども、どのような対策を考えておられるのでしょうか。

そして、カーブミラーについては、写真等を活用した通報については警察、消防、救急でも行われている自治体がありますので、本市においても活用範囲を拡大いただき、市民の安心・安全に早くつながるようお願いして、3回目の制限ですので、質問を終わります。

○松本妙子議長

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○松本妙子議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

○松本妙子議長

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの31日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松本妙子議長

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は31日間と決定しました。

○松本妙子議長

次に、日程第2、議案第4号令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第7号）を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

（永野耕平市長登壇）

○永野耕平市長

上程いたされました議案第4号について、提案の理由を御説明申し上げます。

議案第4号の令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8654万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ892億3961万6000円に補正しようとするものであります。

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担軽減を図るため、歳出予算には3款民生費に物価高騰重点支援給付金支給事業を、歳入予算には国庫支出金を追加計上いたしたいためのものであります。

第2表の繰越明許費については、本案のとおり令和6年度へ繰越しいたしたいためのものであります。

以上、提案の理由を御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○松本妙子議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありませんか。西田議員。

○17番 西田武史議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第4号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○松本妙子議長

ただいまお聞きのとおり、西田議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松本妙子議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○松本妙子議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○松本妙子議長

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

本件は原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松本妙子議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○松本妙子議長

次に、日程第3、議案第1号から日程第5、議案第3号までの3件及び日程第6、議案第5号から日程第12、議案第11号までの7件を合わせた、以上10件を一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。市長。

（永野耕平市長登壇）

○永野耕平市長

上程いたされました議案第1号から議案第3号及び議案第5号から議案第11号までの10件について、一括して提案の理由を御説明

申し上げます。

議案第1号の一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正については、職員の定年の段階的な引上げに伴い、給料月額等の7割措置の適用を受ける者の給料月額または退職手当の基本額を適正に保障するため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第2号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、大阪府の教育職の給与の一部が改定されたことに準じ、本市の教育職の職員の給与の改定を図るため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第3号の岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正については、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、許可を要する行為の適用除外に係る規定に、電気事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為を加えるため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第5号の令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第8号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億5846万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ907億9807万9000円に補正しようとするものであります。

まず、歳出予算から御説明申し上げます。2款総務費には、職員給与費等及び岸和田市減債基金積立事業等として5億199万余円の追加計上であります。

3款民生費には、生活保護費及び自立支援・介護給付費等事業等を追加計上するとともに、職員給与費等を減額計上したところ、差引き8億3654万余円の追加計上であります。

4款衛生費には、岸和田市貝塚市清掃施

設組合分担事業及び職員給与費等として1億3460万余円の減額計上であります。

6款農林水産業費には、職員給与費等として1065万余円の減額計上であります。

7款商工費には、だんじり会館指定管理事業等を追加計上するとともに、職員給与費等を減額計上したところ、差引き195万余円の追加計上であります。

8款土木費には、立地適正化計画推進事業及び歴史的景観保全支援事業等を追加計上するとともに、職員給与費等を減額計上したところ、差引き1916万余円の減額計上であります。

9款消防費には、職員給与費等として7307万余円の追加計上であります。

10款教育費には、小学校大規模改造事業及び中学校大規模改造事業等として2億3547万余円の追加計上であります。

13款諸支出金には、生活保護費国庫負担金償還事業等として7384万余円の追加計上であります。

一方、これに対応する財源といたしましては、地方交付税、国庫支出金、府支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を追加計上するものであります。

第2表の継続費補正については、庁舎建替事業を変更するため、総額、年割額を本案のとおりといたしたいためのものであります。

第3表の繰越明許費については、令和5年度で執行の見込みの立たない事業について、本案のとおり令和6年度へ繰越しいたしたいためのものであります。

第4表の債務負担行為補正については、岸和田市立高齢者ふれあいセンター朝陽指定管理料ほか9件につきまして、期間、限度額を本案のとおりといたしたいためのものであります。

第5表の地方債補正については、地方債

の限度額の変更について、本案のとおりといたしたいためのものであります。

議案第6号の令和5年度岸和田市後期高齢者医療特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4019万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4599万7000円に補正しようとするものであります。歳出予算には後期高齢者医療保険料納付事業を、歳入予算には後期高齢者医療保険料を追加計上いたしたいためのものであります。

議案第7号の令和5年度岸和田市病院事業会計補正予算については、収益的支出に給与費及び材料費として2億8324万6000円、資本的支出に病院事業基金積立金として1万円、資本的収入に寄附金として1万円をそれぞれ追加計上いたしたいためのものであります。

議案第8号の損害賠償の額を定め和解するについては、令和5年6月1日、廃棄物対策課職員が額原町をパッカー車にて走行中、対向車をかかわすため、相手方所有の集合住宅の駐車場に入しバックしたところ、公用車左後方部が当該集合住宅の外壁に接触し、破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、家屋外壁等修繕費として損害賠償の額を230万円と定め、和解いたしたいものであります。

議案第9号の大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議については、大阪広域水道企業団が共同処理する事務において、令和7年4月1日より岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市及び東大阪市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するため、大阪広域水道企業団規約を変更いたしたいためのものであります。

議案第10号の工事請負契約の締結については、(仮称)岸和田市消防本部ゆめみヶ丘消

防施設等新築工事について、本案のとおり契約を締結いたしたいためのものであります。

議案第11号の市道路線の認定及び廃止については、土生町159号線ほか24路線の認定を、また磯上町90号線ほか5路線の廃止を本案のとおりといたしたいためのものであります。

以上、10件について一括して提案の理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○松本妙子議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○松本妙子議長

質疑なしと認めます。

この際、お諮りします。

本各件については質疑を終結し、御配付しております議案付託区分表に基づき、関係各常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松本妙子議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は、議案付託区分表のとおり関係各常任委員会に審査を付託することに決しました。

○松本妙子議長

次に、日程第13、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、昼馬議員。(発言する者あり)

先ほどの高比良議員の質疑で、3回目の答弁がまだ残っていました。失礼いたしました。

奥野建設部長。

○奥野光好建設部長

先ほどの件でございますけれども、マニュアルの作成等の必要性であったと思いま

す。御答弁させていただきます。

今回、単管パイプが落下したのは、単管パイプを固定していたロープの緩みが原因であると考えているため、今後は荷台固定ベルトなど、誰でも確実に固定できる道具を用い、状況に応じてシートをかぶせるなど、対策を講じてまいります。

また、注意事項について記載したものをダンプトラックに備付けいたします。具体的には、過大なハンドル操作を避ける、急ブレーキをかけないようにする、また走行前、走行途中に固定状況を確認するといった内容を記載し、事故防止に努めてまいります。

○松本妙子議長

高比良議員、失礼いたしました。

昼馬議員、申し訳ございません、途中でしたのに。それでは、一般質問をよろしく願います。

昼馬議員。

(7番 昼馬光一議員登壇)

○7番 昼馬光一議員

皆さん、おはようございます。無所属フォーラムの昼馬と申します。議長の許しを得ましたので、一般質問に参加させていただきます。

まず1点目、市長にお尋ねいたします。広報きしわだ1月号に記載された市長の新年のごあいさつで、文化・芸術のまち岸和田を実現したいとおっしゃっていましたが、昨年12月に心技館を廃止する議案を上程されました。岸和田を文化・芸術のまちにという市長のお考えの中に心技館は含まれていなかったということでしょうか。すみません、パネルを出すのを忘れました。このパネルでございます。

続きまして、スクールカウンセラーについてお尋ねいたします。

私の知り合いなんです、小学生の子供

がいて、今まで気分よく学校へ行っていたんですが、なかなか、学校へ行くのを渋るようになった。子供に聞いてもよく分からない。学校に相談してもよく分からない。スクールカウンセラーに入ってもらって調べていただいたら、そのお子さんが家を出て学校へ行くまでの間に原因があったと。それを調べていただきまして、そこを解決してくれたら、また気分よく学校へ行けるようになったと。

いろいろと相談したいんですけども、スクールカウンセラーというのは週に1日か2日ぐらいしか来てくれないということで、非常に感謝しているんですが、もう少し相談できる回数を増やしてほしい、充実してほしいという願いがありました。教育委員会としての見解をお答えください。

それともう1点、岸和田市内の学力向上についてということですが、岸和田市内の小中学校では以前から学力の課題が言われています。学校も教育委員会も、これまで様々な取組を行ってきたかと思えます。しかしながら、なかなか望むような結果が出ていないのが現状と考えます。

まずは大阪府の平均、そして全国平均と、日本一になればいいんですけども、取りあえずは全国平均を目標と、明確にして取り組むのも1つの考えだと思います。学力の課題に対して、教育委員会としての現時点の見解をお聞かせください。

以上でございます。あとは自席でやらせていただきます。

○松本妙子議長

永野市長。

○永野耕平市長

広報きしわだの1月号を取り上げていただいてありがとうございます。その中で申し上げているとおり、岸和田市を文化・芸術のまちにしていきたいという思いを持っ

ております。

なお、心技館について言及されましたが、心技館については、昨年12月の議会において廃止について提案させていただき、それが上程され、本会議において賛成多数で廃止が決定したところであります。

○松本妙子議長

片山学校教育部長。

○片山繁一学校教育部長

今、行き渋りの子供がまた学校に行けるようになったというお話を伺いました。

議員がお示しのとおりですけれども、心理の専門家のスクールカウンセラーは、子供たちの健やかな育ちの支援に必要不可欠であるという認識をしております。

現在、全国的に不登校の子供たちの増加が課題となっていますけれども、同様に本市においてもそれは大きな課題と捉えております。

不登校の子供たちは、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、それぞれの子供の状況に応じた居場所を確保し、個々に応じた働きかけの下、自立に向けて支援することが重要であります。その際、不登校の子供たちの気持ちを受け止め、自立に向けて歩み出すための手助けとなるスクールカウンセラーの役割は極めて重要であると認識しております。

また、不登校の子供たちに関わる学校や保護者にとっても専門家、スクールカウンセラーの存在は大きな支援となります。今後ともスクールカウンセラーの連携を充実しまして、その拡充も視野に、子供たちの自立や学校、保護者の支援に向けて取り組んでまいります。

続いて、学力向上についても御質問いただきました。

子供たちの成長にとりまして、生きる力を身につけることは大変重要なことであり

ます。その生きる力を育む上で、学力テストなどに示された結果などもその1つとして考えております。

これまで、教育委員会といたしましては、学力向上に向けまして、家庭での学習習慣の定着に向けて、放課後に学校に残り学習に取り組むまなびサポートや、認知機能を強化し学びの土台をつくるコグトレ、授業中に個々の子供の学習をサポートいたします学習支援員の配置、また教員の日々の授業を充実するための授業改善アドバイザーの派遣などに取り組んでおります。

その結果の1つとして、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果からは、正答率が40%以下の子供たちの割合が減少するといった効果も見られております。しかしながら、文章を正確に読み取ったり、根拠を基に自分の考えを書いたりするといった力については依然として課題が見られており、授業改善などにより一層取り組むことが求められます。

今後とも、本市の子供たちの学力向上に向けて、様々な手だてにより取り組んでまいりたいと考えております。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

先ほど市長は、市民道場心技館は廃止のため位置づけておりませんとおっしゃいましたが、私は諦めていません。また、市民の多くの方も心技館は残ると思っております。

市長は文化のまちを目指すと言われましたが、市長が一番よく分かっていると思うんですが、心技館は文化の塊でございます。大阪城に修道館、岸和田に心技館。お城文化、これはもう文化そのものでございます。伝統もございました。剣道、柔道、空手道、居合道の4道の道場でございます。4道の

中心でございます。ここには文化が固まっています。文化の塊だと思えます。ぜひ市長、そう言わずに、心技館を廃止することは決まりましたが、何とか考え直していただくよう、私は市長があそこで剣道もやられていたということを知っています。ぜひ残してもらおうよう、市長によろしくお願いいたします。

続きまして、教育長にお尋ねいたします。教育長は、令和5年12月13日の文教民生常任委員会において、心技館は残すべきでないと言われています。現在、心技館を使用している多くの市民がいて、存続を求める署名が1万4000筆集まった状況を見ると、存在意義は大きいと思えますが、それでも残すべきでないとした根拠はどういったところにあるのでしょうか。答弁よろしく願います。

○松本妙子議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

心技館の廃止条例について御議決いただきました際の説明や答弁と繰り返しになりますけれども、心技館については、その廃止に伴う代替施設が確保できたこと、心技館そのものは岸和田城とゆかりがあまりない文化財には該当しない施設であること、むしろ大阪府指定史跡である石垣に負担をかけることから、速やかに撤去すべきというふうを考えておまして、現在もその考えに変わりはありません。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

石垣を守る必要があるということですが、大阪府から石垣を守るために心技館を撤去せよという話は来ているのでしょうか、お尋ねいたします。

○松本妙子議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

撤去せよという指示命令ということではなく、石垣を守るために必要な保存策を講じられたい。そのためにも、必要以外のものについてはないことが望ましいということはおかねがね指導を受けているところでございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

望ましいという連絡は来ているのでしょうか。

○松本妙子議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

常々、文化財の保存については府の教育委員会と協議、あるいは指導を受けておまして、その協議の中でお聞きしている内容でございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

私はそういうことはないと思うんですね。なぜかといいますと、石垣が史跡になる前から心技館は建っていた。こういう言い方をしたらおかしいですけども、石垣は何千、何万個ありますが、心技館は1つしかありません。潰すのは一瞬です。教育長も、何とぞ心技館を残すよう、もう一度考えていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。心技館を廃止することについて、去年10月の政策調整会議、政策決定会議について質問いたします。

総務部長にお尋ねします。令和5年10月11日に開催された政策調整会議の会議録を見ると、総務部長から、岸和田市立社会体育施設再編第1期実施計画（案）について、11月に市民説明会をするとのことだが、施設

の廃止に当たり、パブリックコメントの予定はしていないのかと質問されています。この質問の意図は何でしょうか。お願いします。

○松本妙子議長

残総務部長。

○残実総務部長

政策調整会議での私の質問の意図でございますが、岸和田市意見聴取の手続に関する条例に照らし、どのように進めていくのかを確認するためでございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

続きまして、生涯学習部長にお尋ねいたします。どのような回答がありましたか。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

令和3年3月ですけれども、さきに策定しております岸和田市立社会体育施設再編基本方針の策定時にパブリックコメントを実施しております。今回はその個別施設計画であるため、改めてパブリックコメントは予定していないと回答いたしましたところでございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

私は、個別施設に関することとはいえ、条例の廃止に関わる重要な事項なのでパブリックコメントを取らねばならないが、総務部長は、令和3年3月に基本方針の時点でパブリックコメントを取っているという点と、個別施設計画ではパブリックコメントを取る必要がないということをお納得された、そういうことでよろしいでしょうか。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

そのとおりでございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

堤副市長にお尋ねします。令和5年10月16日に開催された政策決定会議の会議録を見ますと、堤副市長は、施設の再編は非常に重要な課題である。議会や市民にしっかりと説明し、理解を得ながら進めてもらいたいと発言されています。今回の岸和田市民道場設置及び管理条例の廃止案の可決までの過程において、議会や市民にしっかりと説明がなされ、理解が得られたとお考えでしょうか。

○松本妙子議長

堤副市長。

○堤勇二副市長

施設の再編というのは、本当に非常に重要な課題ということは認識しております。このことにつきまして、議会の皆様方、また市民の方々へはしっかりと説明し、理解を得ながら進めるということが大切であると認識いたしております。今回の部局の対応は極めて適切な対応だったと考えております。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

私は、パブリックコメントはしなければならない義務だと思っております。自治基本条例に違反しているのではないかと思います。

続きまして、教育長にお尋ねいたします。市民説明会が実施されましたが、何回開催され、何人の市民が参加されたかお答えください。また、説明会では、母親と参加された子供が、署名活動をしているが、多く集めても方針は変わらないのかという質問

をしたと聞いています。その際の市からの回答を教えてください。

○松本妙子議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

心技館の実施計画に伴う市民説明会については、曜日、時間帯を分けて、できるだけ多くの市民に参加していただきやすいようにという考えの下に、2回実施させていただきました。市議会の議員の皆様も含めて、2回で31名の御出席がございました。

今、議員からお示しのごございました子供の御質問、御意見ということですがけれども、我々が説明し、質疑に応じる中で、お母様と共に御来場された、たしか中学1年生だったと記憶しておりますけれども、そのお子さんが涙ながらに御質問されました。いくら私たちが意見を言ってもこの実施計画は変わらないんですかということと、私は一生懸命署名活動をしているんだけど、こんなことをしても無駄なんですかということが御質問としてございました。特に子供ですので、私は分かりやすいように、できるだけ丁寧ということを心がけまして説明させていただきました。

まず、この実施計画については、市長と共に、政策決定会議を経て、市と教育委員会でお示した計画案であると。それを十分市民に御理解いただくために、この説明会を実施しているところだと。その中で、より具体的に、もっともだな、いわゆる合理性のある御意見が出た場合には、それは当然、計画内容に問題があるということなので、改定する場合がありますということをお答えしました。

2点目に、署名については、これは法令に基づく署名活動ではございませんので、子供には分かりやすく、やっぱりそういう署名活動をされるということは大事であり

ます。しかしながら、署名があることをもってこの計画が推進できないということでもありません。この心技館を維持していくに当たっては、多くの将来にわたる税負担が伴います。これを将来にわたって維持していくについて、私は多くの市民の賛同が得られるとは考えておりません。しかしながら、署名活動をしておられることも含めて、全体を市議会でしっかり説明させていただいて、それで御判断いただく。そういう意味で、署名活動というの、全体の意思形成を図る上で非常に大事な行いであるというふうに回答させていただいた記憶がございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

続いて、教育長にお尋ねします。2回の説明会に31名が参加されたということですが、また、今回、1万4000筆以上の署名が集まりました。しかし、計画は見直されませんでした。これらは、副市長が言われた、しっかりと説明し、理解を得るということに合致していると思われませんか。

○松本妙子議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

社会教育施設の再編については、令和2年度に基本方針を示し、その中で、心技館についても総合体育館の武道場への機能統合を含めて検討していくという考え方を示し、パブリックコメントを実施させていただいたところでございます。

また、心技館については、大変な労を取っていただき、心技会に指定管理をしていただき、運営していただいておりますので、実施計画案の公表に当たっては、代替施設の確保の考え方も含めて、あらかじめ説明申し上げ、協議してきたところでござ

います。

そういう手続を経て実施計画案を、政策決定会議を経てお示しさせていただき、先ほど御答弁申し上げましたように、市民説明会を2回開催し、併せて、説明会だけで御意見が足りないという場合に備えて、ホームページでも意見の募集をさせていただいた上で、市議会に改めて、この計画については市民説明会、あるいは御意見の募集状況を見ても、具体的に、合理的にこの計画案を改定するだけの必要性はない、原案どおりで推進していきたいということで議案を提出申し上げ、御議決いただいたということでございますので、しっかり説明を尽くしたものと私は判断しております。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

私は、この会議の中で、誰一人パブリックコメントの実施義務を指摘せず、意見聴取の手続に関する条例に違反しているのではないかと思います。

続きまして、牟田部長にお尋ねいたします。岸和田市自治基本条例第18条の規定による意見聴取の手続に関する条例に関して質問します。

岸和田市意見聴取の手続に関する条例の第4条に、意見聴取の対象となる施設等の規定があり、(2)次に掲げる条例の制定、改正又は廃止として、ウ、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例と記載されていますが、本件は意見聴取の手続に関する条例の対象になるとお考えでしょうか。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

先ほども説明させていただきましたが、基本方針の策定の際、パブリックコメント

を実施済みであり、今回の実施計画についても市民説明会やホームページなどで意見聴取に努めたところでございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

このパネルの(2)の条例の廃止では、パブリックコメントをしないといけないということになっていると思います。

牟田部長にお尋ねします。心技館の廃止は、同館には60年を超える歴史があり、心技会の方々だけでなく多くの市民に親しまれていることや、多くの市民が存続を求めていることに鑑みると、市民生活に重大な影響を与える条例の廃止と考えられます。市民生活に大きな影響がないという根拠は何でしょうか。

また、市民生活に影響がないと判断するには、近隣の関係者に確認したほうがよいと思いますが、心技館の廃止について、近隣の岸城町北部町会、岸城町南部町会、本町町会、岸和田城址保存会などの団体に対して意見聴取はされたのでしょうか。意見聴取されていないとすれば、その理由は何でしょうか。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

市のホームページでお示ししておりますように、市民生活に重大な影響を与える条例といたしましては、行政指導など、住民の指導などを伴うような条例がございます。

また、近隣の方々への意見聴取につきましては実施しておりません。社会体育施設の存廃については、特定の方のみを対象として意見をお聞きする必要があるとの認識はございません。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

私はそれでは不十分だと思います。意見聴取の手續に関する条例に違反しているのではないかと思います。

続きまして、牟田部長にお尋ねいたします。11月に開催された市民説明会の案内はいつ、どのように行われ、説明会の開始、最終までどれくらい期間があったのでしょうか。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

広報きしわだの11月号に掲載するとともに、11月1日付で市のホームページで周知いたしました。11月10日と12日に開催しましたので、開始までは10日、最終日までは12日でした。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

牟田部長にお尋ねします。案内開始から最終の説明会まで12日しかないというのは、広報が自治会を通じて配布されることを考えると、周知期間は明らかに短いと言わざるを得ません。同じ広報11月号に掲載された岸和田市立公民館及び青少年会館再編第1期実施計画の市民説明会の実施回数と実施日を教えてください。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

実施回数につきましては6回でございます。実施日は11月21日及び12月3日が市立公民館、11月28日及び12月2日が山直市民センター、12月5日及び12月10日が春木市民センターでございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

牟田部長にお尋ねいたします。公民館や青少年会館に関する説明会の回数は、心技館と比べて3倍の回数です。しかも最終の説明会は案内から40日後と、約4倍の期間の差があります。なぜこういう差があるのでしょうか。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

公民館及び青少年会館の再編につきましては、主に3つの地域に関する案件であることから、3会場で2回ずつやったものがございます。回数の考え方は市民道場心技館と同じです。御案内から最終の説明会までの期間につきましては、広報11月号で一括して案内したためでございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

教育長にお尋ねいたします。市民説明会の案内にある内容は、市民道場心技館の再編ほかと記載されています。一般市民の目線として、再編と廃止、取壊しでは随分と受けるイメージが違うと思います。廃止と記載するほうが市民にとって分かりやすく、もっと多くの参加が期待できたと思いますが、いかがでしょうか。

○松本妙子議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

お尋ねの件については、心技館の公の施設としての廃止だけにとどまらず、その利用を保障していくために、総合体育館武道場への機能統合も含んでおりまして、それをトータルで表現するには再編という表現がふさわしいものと考えました。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

教育長にお尋ねいたします。今回の心技館の廃止については、昨年の10月に岸和田市立社会体育施設再編第1期実施計画が公表され、11月に市民説明会を開始し、12月に市議会で心技館の廃止が決定しました。これは計画策定から議会の可決まで3か月という異例のスピードです。

先ほど提示した公民館及び青少年会館再編第1期実施計画は昨年9月に公表され、11月から12月にかけて市民説明会を行い、耐震性に問題のある会館は令和7年度末までに廃止するというスピードです。

なぜ心技館では計画策定から廃止まで、これほど急ぐのでしょうか。心技館を令和5年度末までに廃止させなければならない理由は何でしょうか。

○松本妙子議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

南海トラフ地震がいつ起こってもおかしくない状況の中で、私は可能な限り耐震性のない公共施設については見直し、廃止をしていくべきだというふうに基本的に思っております。

そんな中で公民館、あるいは青少年会館についても同様なんですけども、残念ながら一部公民館については代替機能が確保できないところもあるということも含めて、まだまだ利用調整が必要な場合がございます。そういうことも含めて、令和7年度末までに一定の方向性という記載をさせていただきました。

一方、心技館については、先ほども御答弁申し上げましたように、総合体育館武道場への機能統合は可能ですので、年度末をもって廃止という判断をさせていただいたところでございます。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

教育長にお尋ねいたします。従来、心技館の指定管理の契約期間は5年間でしたが、今回は3年間と短縮され、令和3年度から令和5年度までとなっています。

岸和田市公共施設最適化計画に示された目標耐用年数は65年で、心技館は令和8年に築65年を迎えるので、従来どおり5年間とし、令和7年度末までの契約とすれば、もっと市民と話し合う時間や議会で議論する時間が確保できたのではないのでしょうか。あるいは、令和5年度をゴールとするのであれば、なぜ公民館及び青少年会館再編第1期実施計画のように時間的余裕を持って、計画をもっと早く出さなかったのでしょうか、お尋ねします。

○松本妙子議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

指定管理の期間を5年ではなく3年にするという議案について御審議いただきました際には、やはり心技館が60年以上の歴史で老朽化が進んでおりますので、いち早く他の施設への機能統合も含めて、その3年間の期間中に考えていきたいという御説明をもって議決いただいたということを記憶しております。

先ほど申し上げましたように、耐震性の欠ける施設については、市民の安全、命の安全を確保するために、可能な限り速やかに廃止していくべき、あるいは見直していくべきだと考えております。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

続きまして、堤副市長にお尋ねいたします。堤副市長の言われるように、議会や市民にしっかり説明し、理解を得ながら進めることと、指定管理の契約期間に合わせる

こととは、どちらが重要でしょうか。副市長に見解を求めます。

○松本妙子議長

堤副市長。

○堤勇二副市長

議会の皆様、また市民の方々にしっかり御説明して御理解を得ること、そして一方で、指定管理については契約期間があり、それに合わせることの2つはいずれも大変重要であると考えております。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

最後に、市長にお尋ねいたします。市長は2月5日の毎日放送のテレビ番組のインタビューに答え、これまでに市民の皆さんにした説明は十分であったと答えております。また、SNSで心技館は岸和田の誇り、宝とおっしゃっていますが、このお考えは今も変わらないでしょうか。

○松本妙子議長

永野市長。

○永野耕平市長

冒頭申し上げましたが、心技館については、昨年の12月に議会にお諮りさせていただいて、13対10ということで僅差ではありましたが、民主主義のルールの中で、岸和田市民の中から選挙で選ばれた議員の皆様が決めていただき、廃止が決定したものであります。まずは議会での議決ということをしつかりと重く受け止めて、これを民意として受け止めて進めてまいりたいと思っております。

それと、議決については13対10でありまして、10名が反対されました。このことも民意でありますので、全員が賛成でなかった、10名は廃止については賛同できないと考えられたということについても、決定としては廃止であります。そういった方もおられ

たんだということをしつかりと胸に刻んで、市民の皆さんの中にも、きっと心技館が廃止されることについて反対の方もおられるだろうということをしつかりと認識しながら進めてまいりたいと考えています。

それと、御質問がありましたとおり、私はこれまでの決定に至るまでの市民に対する説明、また議会に対する説明については十分であったと考えています。

それと、SNSで書いております心技館は岸和田の宝、誇りであるということについても、今もこの気持ちは変わっていませんし、議員が冒頭おっしゃられたとおり、心技館に存在する歴史、文化、こういったものについては岸和田の宝であると思っておりますし、心技館が廃止された後も、この歴史や文化、伝統というものがなくなるわけではありませんので、心技館を守る人たちと一緒に、我々はそれを大切にして、岸和田をよいまちにしていきたいと考えております。

○松本妙子議長

昼馬議員。

○7番 昼馬光一議員

私は、その議決は重く受け止めないといけないかと思っておりますが、やっぱりそれまでの流れ、やり方に少し疑問を感じております。

最後に、私は岸和田市自治基本条例第18条と意見聴取の手続に関する条例に違反しているのではないかと思いますと述べ、私の質問を終わります。皆様、御清聴ありがとうございました。

○松本妙子議長

暫時休憩します。

午前11時17分休憩

午後 1 時再開

○松本妙子議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、来原議員。

(18番 来原佳一議員登壇)

○18番 来原佳一議員

初めに、令和 6 年能登半島地震に際し、犠牲者の方々の御冥福と被災地の早期復興を心よりお祈り申し上げます。

発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には的確なる答弁を、議員の皆様にはしばらくの間御清聴をお願いいたします。

本市の人口は平成17年、今から約20年前をピークに減少し続けています。また、生産年齢人口の15歳から64歳までは、2020年を基準とすると2045年、今から約20年後には3分の2以下にまで減少する予定です。

そこで、令和 4 年 3 月改定の岸和田市公共施設等総合管理計画には、持続可能な施設の維持管理を行うため、岸和田市公共施設最適化計画の対象施設について、床面積を令和 7 年度までに 3 %削減、令和17年度までに30%削減の目標を保持するとしています。

また、持続可能な行財政運営には財政健全化が重要です。財政健全化は目的ではなく手法です。既存の事業を削って生み出した財源を新規事業に充てるスクラップ・アンド・ビルドでは、事業の見直しができなければ、新しい政策に投入する財源が生まれません。そこで、ビルド・アンド・スクラップが重要となります。新しく取り組むべき政策を先に決め、その取組に充てる財源を生み出すために、これまで実施していた既存事業の優先順位を見直します。この発想の転換こそが、厳しい財政状況にある本市にあって、限られた財源を効果的に使う特効薬となります。

財政健全化は、それ自体が目的ではなく、より優先順位が高い政策を実現するための手法です。公共施設の床面積を削減するだけのスクラップ・アンド・スクラップでは、公共施設全体が老朽化するだけでなく、市内の地域活動は縮小していき、やがて消滅してしまいます。持続可能な行財政運営には、有利な財源を活用したビルド、そしてスクラップで公共施設の床面積削減が可能であり、重要であります。

そして、いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ地震などの大規模災害では、復旧・復興に相当な時間が必要であり、今回の能登半島地震を見れば明らかであります。学校は短期間の一時的な避難所としては利用できますが、子供たちの学びや運動の場であることを考えると、長期間の避難には適していません。学校以外の最適な場所に拠点避難地を設置する必要があることがよく分かりました。

珠洲市と能登町に住む中学生142人とその家族が苦渋の選択をしました。金沢市での子供たちだけの集団避難を希望し、令和 6 年 1 月 21 日に実施されました。また、避難先には、授業を行う教員に加えて、生徒たちの心のケアに対応するため、養護教諭も派遣するとのことでした。

それでは、公民館再編と避難所について、順次質問します。

今回、岸和田市立公民館及び青少年会館再編第 1 期実施計画が示されました。その第 3 章、今後の進め方の 3. 具体的な再編の取組には、本計画は令和 7 年度を計画終期としています。老朽化の進行や耐震化が欠けていることによって、利用の安全性を確保することが難しい公民館等及び近隣に公民館と同種、類似の機能を有する施設があり、当該施設との機能集約によって施設の安全性の確保や機能の向上を図ることが

できるものの再編に取り組むとあります。

具体的な再編計画の内容は、(1) 春木地区公民館・春木青少年会館の公民館分館への統合、(2) 久米田青少年会館の山直地区公民館への統合、(3) 城北地区公民館と新条地区公民館のあり方の検討、(4) 光陽地区公民館と高齢者ふれあいセンター朝陽の機能集約が示されました。

私が住んでいる城北地区では、昨年12月に校区の幹事会の場で私、素原と海老原議員が事務局長の了解を頂き、2人が前に出て、校区の皆様と対面する形で全員の御意見を伺いました。様々な御意見がありましたが、要約すると、今の城北地区公民館がなくなると、城北校区としての様々な活動を行う校区内の拠点がなくなる。体育館機能のない、他校区である新条地区公民館への統合は反対とのことでした。しかし、耐震性のない古くて危険な建物をこれ以上使い続けることは、市民の命を守ることにはなりません。

そこで、生涯学習部長に質問します。具体的な再編計画の内容の(3)に城北地区公民館と新条地区公民館のあり方の検討とあります。(3)だけあり方の検討で他の3つの公民館とは違う表現になっていますが、これについて見解を伺います。

以上、壇上からの質問とし、2回目以降は自席において行います。御清聴ありがとうございました。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

公民館等再編第1期実施計画では、老朽化の進行や耐震性能が欠け、利用者の安全性を確保することが難しい施設を対象としております。近隣に公民館と同種、類似の機能を有する施設があり、当該施設との機能集約によって施設の安全性の確保や機能

の向上を図ることができるものの再編に取り組むこととしております。具体的には春木地区公民館・春木青少年会館、久米田青少年会館、城北地区公民館、光陽地区公民館の4館を対象としております。

春木地区公民館・春木青少年会館、久米田青少年会館、光陽地区公民館については、それぞれの統合先の館で同様の活動を行うことが可能だと考えておりますが、城北地区公民館の統合先として考えている新条地区公民館については体育館の機能がなく、城北地区公民館の一部の団体については活動ができなくなります。そのため、現在の城北地区公民館の利用者が安全に活動できる場所の確保等の調整を速やかに進めることをまず行っていくため、あり方の検討とされているところでございます。

○松本妙子議長

素原議員。

○18番 素原佳一議員

公民館等再編第1期実施計画では、あり方の検討を令和7年度末には終えるということなのか、または現在ある城北地区公民館の使用を令和7年度末には終えるということなのか伺います。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

城北地区公民館は耐震性に欠けておりますので、利用を継続することは困難です。そのため、城北地区公民館の体育館機能をどのように確保するか調整を速やかに進め、城北、新条両公民館の在り方をお示しし、できるだけ早期に現城北地区公民館の使用を終えたいと考えております。

○松本妙子議長

素原議員。

○18番 素原佳一議員

できるだけ早期に現在の城北地区公民館

の使用を終えたいとのことですが、それでは、城北地区公民館の建て替えはあるのか、見解を伺います。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

公民館の稼働率などの利用状況、それから本市の厳しい財政状況などを総合的に勘案し、城北地区公民館をどのようにしていくか考えてまいります。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

どのようにしていくのかを考えていくとのことですが、公民館を建て替える場合、有利な財源や基金はあるのか、財務部長に伺います。

○松本妙子議長

寺本財務部長。

○寺本義之財務部長

公民館を建て替える場合の財源といたしまして、一般単独事業としての地方債を活用できますが、これは事業費に対して75%の充当率となり、後年度の元金と利子の償還に対する交付税措置もございません。

また、基金につきましては、公民館建設基金を設置しておりますが、現在の残高は約9400万円であり、昨今の建設単価の上昇を考えた場合、整備費用の財源としては一部に限られるものと考えております。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

生涯学習部長に伺います。先ほど、どのようにしていくのかを考えていくとのことでした。公民館再編について、城北地区にお住まいの皆様の御意見に、その前に今回の第1期実施計画の市民説明会を城北地区公民館と新条地区公民館で行うべきではな

いかという御意見がありましたが、見解を伺います。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

城北地区公民館の体育館機能の確保の調整が進み、両公民館の在り方をお示しできる段階におきまして、各地域の皆様、利用者の皆様に御説明を行ってまいります。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

城北地区公民館での最初の市民説明会はしないことが分かりました。

本といえば図書館ですが、城北地区公民館にも本を備えています。地域の文庫活動団体が本の貸出しやお話し会、お楽しみ会などを行っています。図書館とは少し違う、地域の地域による地域のための小さな図書館があります。

そこで、図書館の観点から生涯学習部長に質問します。城北地区公民館の地域の小さな図書館についての見解を伺います。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

議員おっしゃるとおり、城北地区公民館や新条地区公民館では、地域のボランティアの方の協力を得て、親と子、また子供同士が触れ合いを深めながら読書に親しむきっかけづくりとして、おやこ文庫活動を行っております。

まずは城北地区公民館の利用者の活動場所の調整を行い、両公民館の在り方について検討する時点において、引き続き文庫活動が実施できるよう検討してまいります。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

昨年12月、校区の皆様の御意見の中に、これまで耐震性の問題など、市は何もせず放置しておいて納得いかないが、今後の検討に校区の市民も参加させてほしいという御意見がありましたが、見解を伺います。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

平成28年3月に策定しました岸和田市公共施設最適化計画では、平成26年度までの直近5年間の公共施設に係る投資的経費、維持補修費が続くとすれば、今後50年間で必要とされる保全費用の約40%しか賄えない状況にあるとされております。また、本市の公民館等は老朽化が進み、各施設の修繕対応などに追われ、大規模な予算の確保ができない状況でした。

しかしながら、大阪府でも震度6以上の揺れが襲うとされる南海トラフ地震については、国は今後30年間で70%から80%の確率で発生するとの予測を公表しており、市民生活においても、それが起きることを前提としての備えが必要です。そのため、耐震性に欠け、利用者の命を守る保障がない施設をこのまま使い続けることはできないと判断いたしました。

本計画は、昨年11月から12月にかけて、市民説明会の場で計画の内容を説明いたしました。再編の対象となる地域、利用者の皆様には、今後の利用についてなど、引き続き公民館活動を行っていただけるよう説明し、協議していく予定でございます。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

協議していくとは、地域の方々や利用者の方々が今後の検討に参加するということなのか伺います。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

まずは城北地区公民館の体育館機能に関して利用調整を進め、城北、新条両公民館の在り方までを市で検討し、お示しできる段階におきましては、各地域の皆様、利用者の皆様に説明を行い、御意見をお伺いしてまいる所存でございます。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

壇上でも触れましたが、昨年12月に校区の幹事会で校区の皆様の御意見を伺いました。その中には、城北校区としての拠点が必要であるとありました。校区の拠点とは、避難所や投票所、そして校区の活動拠点ですが、差し迫っている南海トラフ地震から多くの市民の命を守ることが重要と考え、次に避難所の観点から質問します。

指定避難所は、災害対策基本法第49条の7に基づき、災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が一定期間滞在するための施設等であり、市町村長により、災害種別に限らず指定が行われます。

本年1月1日16時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県志賀町で震度7を観測しました。いわゆる令和6年能登半島地震です。震度5強以上の地域は石川県だけでなく、近隣の複数県にも及びました。また地震、津波等の影響により、石川県、富山県などで人的及び家屋等への甚大な被害が発生、政府は能登半島地震を激甚災害と特定非常災害に指定しました。

このように近年、日本では地震活動が活発になってきています。内閣府の防災・減災リーフレット「南海トラフ地震—その時の備え—」には、地震の発生に備えよう、自らの命、大切な人の命を守るためにとあ

り、建物の耐震化だけでなく、避難所や避難経路の確認が重要としています。南海トラフ地震は、過去に大きな被害をもたらしてきた大規模地震であり、次の南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくありませんとも記載されています。

城北地区公民館は、検討ではありますが、廃止となると、各施設の避難収容人員は春木地区公民館・春木青少年会館では350人、久米田青少年会館は130人、城北地区公民館は370人、光陽地区公民館は250人であり、4施設の総数は1100人となり、本市全体で見ると約4%の減少となります。

昨年の6月に私が一般質問した中での危機管理部長の答弁では、現在の本市における指定一般避難所の受入れ想定避難者数は合計で2万8553人であり、岸和田市地域防災計画における被害想定の中で、最大の被害想定である上町断層帯地震に基づき、避難所生活者数を最大で2万8540人と想定しているとの答弁でありました。全ての避難所が開設できたとして、本市全体で見て、ぎりぎりの想定人数であることが分かりました。

令和6年能登半島地震を見れば、本市も海から山まであり、震源の場所にもよりますが、被害は市内でも地域による偏りは必ずあるものと思われまます。北部地域の避難所数は春木、大芝、城北、新条の4校区にそれぞれ3か所で合計12か所あり、収容総数は計4962人で、春木と城北の地区公民館の計は720人でありまます。北部地域での避難収容人員を見ると、約15%も減少することとなります。

そこで危機管理部長に質問します。昨年の6月の質問から、全ての避難所を開設できたとして、ぎりぎりの想定であるのに、北部地域では約15%も減少します。これで北部地域の市民の命が守れるのか、見解を伺います。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

指定避難所は、議員御指摘のとおり、本市地域防災計画における被害想定に基づいて、各地域の公共施設等を指定しております。

各避難所における避難者の受入れ人数につきましては、施設管理者と調整の上で、避難場所として使用可能な諸室の面積から収容人数を算出しております。

そして、避難所として指定しております公共施設が閉鎖された場合につきましては、まずは周辺で指定避難所となっております各施設の施設管理者と協議しながら、受入れ可能な諸室並びにスペースを増やしていただくよう調整を行い、地域ごとに不均衡とならないよう、順次必要な避難所の面積を確保してまいります。

○松本妙子議長

末原議員。

○18番 末原佳一議員

周辺で指定避難所となっている各施設の施設管理者と協議しながら、受入れ可能な諸室並びにスペースを増やして調整を行うとのことですが、各指定避難所において収容可能床面積はどのように判断しているのか伺います。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

地域防災計画は、指定避難所の指定に当たり、避難者1人当たり1.65平方メートルのスペースを確保することとしております。そして、指定に際しましては、各公共施設の施設台帳などから避難スペースとなる部屋の面積を算出し、実際の諸室の使用状況も踏まえまして、施設管理者と協議の上で判断、決定しております。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

現在でもぎりぎりの想定の中、今後の再編で残された指定避難所の避難収容人員を確保することは容易でないことは明らかであります。壇上でも申し上げましたが、最適な場所に拠点避難地が必要と考えます。スクラップ・アンド・スクラップでは、避難所全体の老朽化が進み、市民の安全な避難場所の確保が難しくなり、やがて確保できなくなるのは明らかであります。

本市の地域防災計画の36ページには、第2編、災害予防対策編、第2章、災害応急対策・復旧対策への備えの第1節、総合防災体制の整備があります。その、2. 業務内容の③には防災機能等の確保・充実があります。

市は、災害時に速やかな体制が取れるよう、防災機能等の確保・充実を図るとともに、大規模災害時において、適切な災害応急活動が実施できるよう、防災中枢施設の機能整備、公共施設等の機能整備、地域防災拠点の機能整備、資機材の整備及びデータの保全等を通じて、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備するとあります。

また、本市地域防災計画の13ページには、第2節、被害想定第1、地震被害の想定、その、2. 地震・津波ハザードマップについて、大阪府による南海トラフ巨大地震の想定に基づき、その予想浸水範囲、避難場所及び避難路をまとめて津波防災ハザードマップとして作成、公開しています。

そして、15ページの図3-6、津波ハザードマップには、南海本線より山側に逃げろと記載されています。

ここで危機管理部長に質問します。地域防災計画の36ページにある地域防災拠点とは、防災資機材等の備蓄施設を併設し、主たる

目的が大規模災害発生時の避難地となる施設、いわゆる拠点避難地であり、南海トラフ地震による大規模災害では南海本線より山側にある施設が最適と認識しますが、見解を伺います。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

地域防災計画に位置づけております地域防災拠点は、第3次生活圏ごとに設置しております各市民センターを想定しております。

立地につきましては、あらゆる災害上のリスクが存在しない場所であることが理想ではありますが、既存の公共施設を指定することから、実際はよりリスクの少ない場所を選択することとなります。ただ、南海トラフ地震による大規模災害を想定する場合につきましては、少なくとも津波の浸水想定区域外であることが必須であると考えております。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

南海トラフ地震による大規模災害発生時の拠点避難地を考えると、津波想定では南海本線より山側に避難することになっています。南海本線より山側にあり、岸和田北部地域では中ほどに位置する城北校区内に、防災資機材等備蓄施設でもある拠点避難地の整備が必要と考えますが、地域防災計画の観点から危機管理部長に見解を伺います。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

先ほども御答弁いたしましたとおり、指定避難所となっております施設が閉鎖された場合は、まずは近隣の避難所におきまして必要なスペースの確保に努めてまいりこ

ととしております。そのため、本市の方向性としましては、公共施設最適化計画に基づきまして再編の取組を進めていっている中で、現段階では、危機管理部としましては新しい公共施設を設置することは考えておりません。

危機管理部としましては、発災時には災害対応の要となります災害対策本部を設置することとなります。こちらの本庁舎の耐震性に課題がありますことから、まずは現庁舎の早急な建て替えが何よりも先決であると考えております。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

災害対策本部は、地域防災計画にも示されている防災中枢施設の機能整備であり、重要であります。しかし、持続可能な行財政運営には、有利な財源によるビルド・アンド・スクラップが重要とさきにも触れました。

緊急防災・減災事業については、地方債制度の中で財源としても有利な事業であり、対象となる事業費に対して100%充当できること、また、普通交付税を算定する上で、借入金に対する元金と利子の償還額の70%が基準財政需要額に算入され、地方債制度の中でも財源手当が充実した事業の1つであります。

そこで財務部長に伺います。防災資機材等備蓄施設でもある拠点避難地を設置する場合、この財源活用について見解を伺います。

○松本妙子議長

寺本財務部長。

○寺本義之財務部長

防災資機材等の備蓄施設を併設し、主たる目的が大規模災害発生時の避難地となる施設、いわゆる拠点避難地として地域防災

計画で指定された施設の整備につきましては、緊急防災・減災事業として地方債を活用することができます。

○松本妙子議長

来原議員。

○18番 来原佳一議員

大阪府で震度6以上の揺れが襲うとされる南海トラフ地震について、国は今後30年間で70%から80%の確率で発生するとの予測を公表しています。

南海トラフ地震による大規模災害では復旧・復興に相当の時間が必要で、学校は短期間の一時的な避難所であり、長期間の避難には適しておらず、拠点避難地を最適な場所に設置することが必要であります。いわゆる拠点避難地として地域防災計画で指定された施設の整備には、緊急防災・減災事業としての地方債を活用することができます。

平成23年3月にあった東日本大震災の後、地域単独事業を対象とし、平成23年度に国の補正予算で創設されたこの有利な地方債の活用も令和7年度までであります。

本市では、避難所となっている公共施設は今後の再編により減少しますが、今から約20年後には生産年齢人口も3分の2以下まで減少する予定であります。今後の再編をスクラップ・アンド・スクラップで実施すると、公共施設は全体が老朽化するだけでなく、市内の地域は縮小し続け、やがて消滅してしまいます。有利な財源を活用したビルド・アンド・スクラップで実施すれば、公共施設全体の老朽化を防ぎながら、公共施設全体の床面積を削減することが可能であり、重要であります。

現在の地域防災計画では、岸和田北部地域の拠点避難地が南海本線より海側にあります。市民に対して、津波ハザードマップで南海本線より山側に逃げろと指示してい

ますが、これは明らかに矛盾しています。矛盾した現在の地域防災計画を速やかに見直す必要があります。南海本線より山側にあり、北部地域の中ほどに位置する城北校区内に拠点避難地を整備することを地域防災計画で指定すること、そして有利な財源を活用した避難所の整備を進め、南海トラフ地震から市民の命を守ることを強く要望して、私の質問を終わります。

○松本妙子議長

次に、高比良議員。

(4番 高比良正明議員登壇)

○4番 高比良正明議員

にじの会の高比良正明です。今回は9問お尋ねします。

1問目は、前回に引き続き、泉州山手線工事についてです。

昨年12月の定例会で、大阪府が事業主体である泉州山手線と本市及び地元が進める沿道まちづくり、山直東地区の取組状況について確認し、本市と大阪府がしっかりと連携して、一体となって取組を進めていく必要があると申し上げたところですが、まず前回以降の本市と大阪府の取組の進捗状況について御説明ください。

2番、地域防災について。

1月1日に発生しました能登半島地震は、能登地域を中心に、非常に甚大な被害を及ぼし、生活基盤を一変させました。この地震において犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、被災された方々にお見舞い申し上げます。

地震発生から1か月半以上経過し、少しずつ前に進んではいますが、いまだに未開通な水道、道路も残っており、復旧・復興の段階はまだまだ遠い状況です。

地震発生から今日まで、危機管理部や消防本部からも逐次議会に報告いただいております。消防本部からは、地震発生直後から緊

急消防援助隊大阪府大隊の一員として現地に向かい、市民病院からは看護師が輪島市立門前東小学校に派遣され、上下水道局からは穴水町での応急給水の活動をされ、危機管理課職員をはじめ、各課の職員が避難所の運営支援のため輪島中学校で支援活動を続けられている最中であり、本来業務がある中で被災者、被災地のために対応されている職員に感謝いたします。

それでは質問に入ります。今回の能登半島地震では、たくさんの課題が浮き彫りになっている中で、飼い主とペットと一緒に避難する同行・同伴避難について、円滑に進んでいないと報道がなされています。ペットだけ置いて逃げたという人もいますが、多くの方はペットと一緒に同行避難しています。しかし、同行避難できたとしても、同じ部屋へ同伴避難できる場所がなく、厳しい寒さの中、ペットだけを屋外に残しておくこともできず、車中避難されている人が多くいるようで、被災した家の中で、避難している人が火事で焼死した事故も報道されています。

本市では同行避難のルールすら整っていない状況であり、避難所内でペットと一緒に過ごす同伴避難は程遠いと言わざるを得ません。

前回の12月議会において友永議員から、ペットの防災対策ということで、ペットの同行避難について一般質問がありましたが、災害時のペットの避難について、改めて危機管理部のお考えを伺います。

3番、魅力ある学校づくりについて。

まず、市長同様、岸和田市立小学校から私立中学校へ進学する子供たちの割合が増えていると聞きますが、市内、府内の私立中学校への進学状況はどのようなものかお答えください。

次に、現在、本市内でも小中学生にまで

薬物や大麻が蔓延しているという話も聞いております。具体的な学校名は申し上げませんが、そのような状況を聞く中で、魅力ある学校づくりが進められていると言えるのでしょうか。市内の少年の大麻事件の検挙、補導の状況をお聞かせください。

4番、子どもに関する施設での子どもを守る取組について。

府内のある自治体で、指定管理者が運営する認定こども園において、性的虐待の可能性のある事案が発生しました。警察の調査結果では被害がなかったとされているため、園は、指定管理者が同じ株式会社法人で継続した後、その法人に移管し民営化されていますが、現在通園している子供や保護者への配慮として、報告を受けている議員へも箝口令がしかれ、報道もされていません。また、その自治体ではほかにも虐待園があり、議会でも追及されていますが、内部通報してくれた保育士たちは辞職に追い込まれています。

さきの例では、同じ保育士が、昨年勤務していた同法人が運営する千葉県の私立認可保育園で、昼寝中の女の子の下着に手を入れて触ったとして、不同意わいせつの疑いで逮捕され、実名報道されています。

このような事件は以前より問題視されており、2018年に文部科学省は教員について、免許を失効した元教員の名前や生年月日、本籍地を調べられる検索システムを導入し、2021年に議員立法として、児童生徒にわいせつ行為をして懲戒免職となった教員に対し、失効した免許を再交付しない権限が都道府県教育委員会に与えられる法整備がなされ、2023年度から子供にわいせつ行為をした教員の処分歴閲覧用データベースの運用が始まっています。

2024年度より、こども家庭庁は、子供へのわいせつ行為で資格登録が取り消された保

育士の情報を記録したデータベースを導入するとし、自治体や保育施設が採用する際には検索が義務づけられる予定と報道されています。国会では、さらにイギリスのDBS、性犯罪前歴開示及び前歴者就業制限機構と同様の制度を日本に導入しようともされています。

本市において指定管理者が運営する保育所などは存在しないとしても、公立園、民間園では性的虐待の防止について、どのような取組をしていますか。

5番、市長の海外出張について。

昨年11月、市長は台湾とフランスに出張しています。出張の目的及びその内容についてお示しください。

また、これは以前より要望していたものですが、市長のスケジュール管理について、本市ホームページの市長日程を充実させることはできないでしょうか。

また、動画では、嘉義市長と並んで「岸和田市長の永野耕平です」と自己紹介をしていた台湾渡航のスケジュールが記載されていないのはどうしてですか。

6番、市長倫理条例について。

2022年2月10日に大町にあるこども園の設置運営事業者が、市長の父親が理事長を務め、市長も勤務していた社会福祉法人阪南福祉事業会と決定いたしました。これを受けて、市民からも、息子である市長が、市立の幼稚園や保育所を市民の反対を押し切るような形で廃止しておきながら、新たに設置された代替施設を、父親が代表を務める法人が運営するのはおかしいとの声が聞かれました。

昨年6月議会においても、井舎議員の質問で、市長倫理条例を市長自らが制定すべきであるとの指摘について、市長は、議員がなさったらいいとの答弁でありました。

それを受けて、私は同議会で、10親等以内

の入札禁止ぐらゐの厳格化をもつて、議員立法として改正したいと宣言し、9月議会に向けて、市長やその親族による不当な市の事業への参入を防止し、金銭の流れや資産を公開することによって、より開かれた岸和田市政を構築するべく、14条から成る市長倫理条例を起草しました。

地方自治法及び会社法の規定を準用し、市長とその3親等以内の親族が経営方針の決定に関与していたり、4分の1以上の資本金拠出がある法人は、市及び市が関係する団体が行う入札や随意契約に参加することができないといった内容でしたが、各会派代表の幹事長会で、市長自らが条例制定すべきであるとされ、市長に要望されています。この条例策定の進捗状況について教えてください。

7番、出初め式、成人式について。

まず消防本部に伺います。今年1月7日に開催しました消防出初め式について、堺市、大阪市では中止、泉佐野市では室内非公開で式典のみの開催でありましたが、本市ではほぼ通常どおりに開催しています。開催に至った経緯についてお聞かせください。

また、出初め式で市長が着用している制服は貸与されていると思いますが、貸与している理由と方法についてお聞かせください。

続いて、成人式について。出初め式の翌日行われた本市成人式～はたちのつどい～に私も出席しました。私が座った席の近くに、その場で、自分がある組織の長で、組織自体があたかも特定政党の支部であるかのように公言する方が座っておられましたが、この方はどのような立場で出席されたのでしょうか。

8番、違法状態の営農型太陽光発電について。

私は昨年6月議会の事業常任委員会において、本市の農業施策を進めていく上において、営農型太陽光発電のような新しい制度を積極的に活用していく必要があるのではないかと提案しました。

営農型太陽光発電は、農業生産と再生可能エネルギーの導入を両立させることが本来の姿ですが、地域の農業者が営農改善のために始めるのではなく、発電業者が、転用できる農地が見つからないため、営農型太陽光発電に参入し、農業に精通していない者を営農者として地域外から連れてくることから、営農がおろそかになるケースも散見していると指摘があります。

このようなことから、今年に入り、営農型太陽光発電の実態を現地確認しましたが、ある本市の山手地域の農地では、残念ながら下部空間への日照が確保できないパネル設置がなされており、植えられていたブドウの木は痩せ細り、営農がなされているとは言い難い状況でした。

申請者は、所有地である貝塚市の山手地域でも同様の太陽光パネルの下で農作物を植えない、パネル間の隙間を取らず、光が差し込まないようにした設備を設置しております。これについては、25メートルプールよりも広く見え、貝塚市も申請より5年間、私が指摘するまで放置していた状態で、貝塚市議会でも3月議会で出原議員が質問する予定となっています。

そこで伺います。本市内における営農型太陽光発電の件数、それぞれの下部空間で栽培する作物の種類と、いつから栽培を開始し、どの程度の販売出荷があるのかお聞かせください。

最後、9番です。要望等記録制度、コンプライアンスについて。

本件については、昨年6月議会で質問し、西川部長は、本市に制度自体がなく、まず

は他市の先行事例を調べ、市役所全体のコンプライアンス体制の構築に努めると答弁しています。

先ほども議員間におけるパワハラについて謝罪がありましたが、議員から職員へのパワハラ要求も耳にしますし、先ほどの営農型太陽光発電についても、申請に維新の会の牛尾府議が同行したと貝塚市農業委員会事務局は説明しています。

さて、本市においての所管部署は決まったのでしょうか。また、不当要求等から職員を守るためにも、早急に要望等記録制度を創設する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以後、自席から質問いたします。

○松本妙子議長

岸まちづくり推進部長。

○岸勝志まちづくり推進部長

御質問の1. 泉州山手線工事についてお答え申し上げます。

昨年7月に設立されました岸和田市山直東土地地区画整理準備組合では、円滑で迅速な事業運営を目指し、昨年12月に業務代行予定者が決定され、岸和田市に対し、土地地区画整理法第75条に基づく技術的援助申請がなされました。

また、同じく昨年7月に策定した都市計画案につきましては、市街化区域への編入や用途地域、地区計画などの内容について、土地所有者や関係者の皆様に対し、引き続き説明会の実施や個別訪問などを重ねているところでございます。

これら本市における取組状況を受け、大阪府では、昨年12月25日の大阪府建設事業評価審議会におきまして、泉州山手線（山直工区）の事業実施は妥当との意見具申がなされました。これを受けて、大阪府は本年1月30日に事業実施とする対応方針を決定、公表し、現在、令和6年度から工事の準備

段階であります測量業務等に係る予算確保に向けた準備を進めているところでございます。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱御質問の2. 地域防災について御答弁申し上げます。

ペットは飼い主にとって日頃から一緒に生活し、家族の一員であるという考えが広がっております。しかし、避難所では、アレルギー体質の人やペットの鳴き声、毛の飛散、臭い等への配慮が必要です。

また、ペット収容につきましては、避難所の状況によって異なることに留意する必要がありますことから、従来から施設管理者との調整に委ねているのが現状であり、令和3年度からは、避難所配備職員による施設管理者との間での打合せの中でペット収容の可否を確認しているのが現状でございます。

○松本妙子議長

片山学校教育部長。

○片山繁一学校教育部長

御質問の3つ目、魅力ある学校について、そのうちの1つ目の御質問ですけれども、私立中学校への進学状況について、令和5年度の岸和田市内の中学生の在籍状況を基にお答えいたします。

現在、中学1年生で私立中学校に在籍する生徒は約150人で、市内中学1年生全体の約8.8%となります。同様に、中学2年生では約130人の在籍で全体の約7.7%、中学3年生では約120人の在籍で全体の約6.4%となっております。

次に、府全体の私立中学校の在籍割合につきましては、中学校1年生で約10.4%、中学2年生で約9.8%、中学校3年生は約9.5%となっております。

次に、2つ目の岸和田市内での少年の大
麻事犯の検挙、補導の状況につきましては、
岸和田警察に確認したところ、市町村単位
での検挙・補導件数は公表していないとの
ことでした。

公表されております府全体の少年の検
挙・補導件数につきましては、令和4年度
で中学生が3人、高校生が44人、その他の学
生が24人、有職少年が71人、無職少年が30人
の合計172人となっております、令和3年
度と比べまして22人増加し、ここ数年は増加
傾向にあると聞いております。

○松本妙子議長

大西子ども家庭応援部長。

○大西謙次子ども家庭応援部長

御質問の4. 子どもに関する施設での子
どもを守る取組について御答弁申し上げま
す。

まず、議員御案内のとおり、本市におい
ては、指定管理者が運営する保育所などは
存在いたしておりません。

次に、議員御紹介の事案を含む、いわゆ
る不適切な保育を未然に防止するためには、
保育士一人一人が子供の人権や人格尊重に
関する理解を十分に深めた上で、子供の人
権、人格を尊重する保育や、それに抵触す
る接し方などについて認識し、職員間で共
有することが重要な取組の1つであると考
えております。

そのため、保育教諭などには事故予防研
修、児童虐待防止研修、保育リスクマネジ
メント研修などの研修に参加していただ
くとともに、子供たちの人権を尊重した教
育・保育環境の充実に向け、自己研さんに
努めていただいております。

○松本妙子議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

御質問の5. 市長の海外出張について御

答弁申し上げます。

まず、フランスへの出張の目的でござい
ますが、友好姉妹都市締結を目指す相手都
市でありますラ・ロシェル市とは、オンラ
イン会議等を通じてお互いの市の情報を共
有してまいりました。その中で、より相互
理解を深めるためには直接の面談が重要で
あると判断し、特に本市からのアプローチ
でございますので、相手都市への表敬訪問
が必要であること、また交流に向けての協
議を行うためでございます。

友好姉妹都市との交流には様々な分野に
おいて進めていくこととなりますが、今般、
市長の訪問により、両都市の青少年による
音楽を通じた相互交流の取組について合意
に至ったところでございます。

日程は令和5年11月20日から11月26日ま
で、市長以下5名が参加いたしました。特
に相手都市が取り組んでいる環境分野の先
進事例の視察をはじめ、音楽の専門学校の
視察や関係者との協議を行ったものでござ
います。また、相手都市の市長以下、各所
の施設でお世話になった方々19名に対し、だ
んじり祭の絵画、ミニだんじり、ペンなど
の小物類として合計85点分、金額にして10万
2420円分を贈呈いたしました。

続きまして、台湾への出張について御答
弁申し上げます。

台湾西南部に位置します嘉義市は、高雄
市と台南市に次ぐ台湾南部の第3の都市で、
この嘉義市の商業会と岸和田商工会議所が、
このたび産業分野における連携に関する覚
書を締結することとなりました。覚書の締
結式が嘉義市内で執り行われるに当たり、
嘉義市長と共にこれに立ち会うために永野
市長が台湾を訪問したものでございます。

令和5年11月12日から11月14日までの2泊
3日で訪問いたしまして、締結式当日は嘉
義市より商工会議所、商業会及び本市に対

し記念品を贈るとの情報でございましたので、本市からも嘉義市及び嘉義市商業会に対しまして、記念品として岸和田ブランド認定品であります株式会社留河の桐製の米びつ2つ、送料込み4万8292円相当を贈呈いたしました。

続きまして、御質問の8. 違法状態の営農型太陽光発電について御答弁申し上げます。

本市内における営農型太陽光発電の件数は3件でございます。1つ目は、2016年6月よりスナゴケを栽培されております。2つ目は、2019年よりホンサカキを栽培しておられます。3つ目は、2020年よりブドウを栽培しておられましたが、2023年11月より栽培作物をシイタケとする申請がございまして、現在、原木の調達が行われているところでございます。なお、販売出荷量については把握いたしておりません。

○松本妙子議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

まず、5. 市長の海外出張についてのうち、総合政策部が所管する御質問についてですが、現在、ホームページには市長のスケジュールを載せております。議員からは、しばらく前からスケジュールの案内について充実することの御提案を頂いておりましたので、他市のものを参考に調査しておりましたところでございます。現在はイベント等の出席予定のみを載せているため、先進市と同様に、来年度以降は開始時間を載せたものに変更してまいります。

もう1点の質問、台湾のスケジュールについては、公務と把握していないため、秘書課として管理しておりません。

続いて、6. 市長倫理条例についてでございます。

昨年年第2回定例会一般質問にて、政治

倫理条例の作成について答弁を行い、その後、市議会より市長に作成の申入れを頂きました。それを受けて、市長から指示があり、総合政策部企画課・秘書課・広報広聴課と総務部総務管財課・人事課にて調整を進めているところでございます。今後は秋頃に議会に提案できるように進めてまいります。

続きまして、9. 要望等記録制度、コンプライアンスについてでございます。

現在、本市において、職員のコンプライアンスを包括的に担当する部署はございません。また、要望等記録制度につきましても、昨年から関係各課と協議してまいりましたが、職員に対する不当要求については総務管財課が、ハラスメントについては人事課がそれぞれ相談、申出等の対応に当たっており、それら事案について、必要に応じて記録を残すようになっておりますことから、現時点では制度化を急ぐ必要はないものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のような職員への不当要求やハラスメントの問題が顕在化しづらいという傾向にあるのであれば、その対策の一環として、これらを受けた職員の声が担当部署に確実に届くような組織風土の醸成に努めてまいります。

また、職員が外部からの不当要求行為に屈することなく公正に対処するためにも、不当な要求は各課において全て記録に残すよう、正当な要求についても必要に応じて記録を残すといった職員の意識向上に努めるとともに、コンプライアンスについての包括的な担当部署の創設等につきましても、引き続き関係各課と協議、検討を重ねてまいります。

○松本妙子議長

雪本消防長。

○雪本貴司消防長

御質問の7. 出初め式について、消防本部より御答弁申し上げます。

消防出初め式は、消防職員等の士気を高揚し、洗練された消防技術と威容を市民に公開するとともに、市民の皆様には防災等について考えていただく機会とすることを主な目的としています。

そのような中、令和6年の消防出初め式は、令和6年能登半島地震の発生に伴い、式典の内容の一部変更して実施しましたが、改めて御家族や大切な方々と防災等について考えていただき、万全な備えにつなげていただく機会であると考えました。

また、求めに応じ、緊急消防援助隊大阪府大隊の一員として消防本部から4名の職員を被災地に派遣しましたが、派遣中、岸和田市の消防力が通常対応できる状態であることも踏まえ、消防出初め式の開催判断となりました。

次に、市長の制服着用についてですが、市長は消防の管理者であります。消防出初め式の目的からも、消防職員が厳正な規律の下、制服を着用することはもちろんのこと、消防管理者である市長が制服を着用することは必然であると考えます。

制服の貸与の方法については、市長が就任するタイミングに合わせ採寸し、貸与を行っています。

○松本妙子議長

牟田生涯学習部長。

○牟田親也生涯学習部長

成人式では市議会議員、町会連合会の会長などに来賓として出席いただき、登壇いただいております。また、市議会議員を除く市議会議員の皆様、町会連合会の会長を除く各校区長の皆様に招待者として式の御案内をしているところでございます。市議会議員でないのであれば、町会連合会の校区長として出席しておられます。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

それでは、順次質問していきます。

1番の泉州山手線工事について、ようやく泉州山手線は事業実施と公表され、準備段階である測量業務などがいよいよ来年度から実施されるとのことで、現在、3月府議会で予算審議にかかっております。

この決定は、沿道のまちづくりに関係する方々をはじめ、本市にとって非常に大きな進展であると思います。しかしながら、用地買収は2027年度からとされており、すぐに活用できるとお考えの方にとってはタイムラグがあるので、山直東土地区画整理準備組合の組合員から、脱退したいとの意向が複数寄せられているとお聞きしています。

組合員の中には、区画整理事業の仕組みや内容を十分に御理解いただけていない方や、先祖代々から受け継いだ土地を簡単に手放したくないといった方もいらっしゃると思います。私が懸念するのは、これらの方々への御理解がなければ、山直東のまちづくりが進まないのではないかということです。また、市街化調整区域から市街化区域へと変更されると、例えば住宅にお住まいの方からすると、税金だけが先に上がります。泉州山手線が開通するまでの最長10年間にわたって沿道の土地活用ができない中で、先に税金だけ上がるのでは、住んでいる方にとってはデメリットしかないのではないのでしょうか。

このような懸念材料がある中で、現在、山直東地区全体約27ヘクタールを対象に、市街化区域への編入や用途地域、地区計画などの都市計画案についても説明会や個別説明などが行われておりますが、今後の都市計画手続への影響はないのか、市の考えをお聞かせください。

○松本妙子議長

岸まちづくり推進部長。

○岸勝志まちづくり推進部長

議員御指摘のとおり、組合員の御理解がなければ区画整理事業を進めることは難しいと考えております。将来の土地活用などに不安を持たれている方々に対しては、御意見をよくお聞きし、業務代行予定者とも協力しながら、丁寧な御説明を行い、御理解、御協力いただけるよう努めてまいります。

また、都市計画変更による税金の影響でございますが、御指摘のとおり、土地利用に変更がなくても税金が上がることとなります。この点については、市街化区域への編入に伴い、都市計画税が賦課されるとともに、将来の土地活用の幅が大きく増進することから、固定資産税についても増額となるものでございます。

なお、この税に関する内容は、都市計画案に関する説明の中で特に重要な項目であるため、農地や住宅地、雑種地など、地目別での想定額や増加率についてもイメージをお示ししておりますが、引き続き対象者の皆様に対して説明を重ねてまいります。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

やはり懸念されたように、税金負担だけが先に上がるということであります。これは土地所有者にとって大きな不安材料となります。

少し時期を遡りますが、2019年7月31日に吉村知事と永野市長が交わした覚書を手入いたしました。これは市のホームページにもアップされておらず、情報公開請求を経なければ公開されないものであり、その内容からも、密約と感じる方もいるのではないのでしょうか。

この内容を確認すると、地元で土地区画整理組合、いわゆる本組合が設立されなければ、大阪府は工事の詳細設計に着手しないというようなことが書かれております。ここが公開しなかった一番の理由かもしれませんが、私はこれを見て、そもそも順序が逆ではないかと感じました。

沿道のまちづくりを進めていくためには、やはり骨格となる泉州山手線の道路整備が先に進まなければ意味がありません。本来、沿道のまちづくりに先立ち、道路を先に整備すべきではないでしょうか。この点について、本市のお考えをお聞かせください。

○松本妙子議長

岸まちづくり推進部長。

○岸勝志まちづくり推進部長

沿道のまちづくりを進めるに当たりましては、都市計画マスタープランにも掲げているとおり、沿道の起伏のある地形や周辺土地との調和と環境保全に配慮しつつ、産業の創出や地域の活性化を目指します。

仮に沿道のまちづくり検討が十分になされないまま道路整備だけが先行いたしますと、地元の方々の思いに沿った誘導が難しくなり、無秩序な土地利用が進んでしまう懸念がございます。したがって、道路整備と沿道のまちづくりを併せて進めていくことで、沿道の環境保全に配慮した事業推進が図られるとともに、広域幹線である泉州山手線が備え持つ多面的な機能の発現につながるものと考えております。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

原野ではないのですから、道路建設だけが先行するという事は考えられず、公開しなかったのではなくて、できなかったのに高比良に見つかってしまったと、苦渋に満ちた答弁であると感じております。

さて現在、準備組合が設立されています。山直東地区の東側区域では、住宅や店舗、駐車場などが一部存在しているものの、大半が農地として利用されています。土地区画整理事業などにより開発を進める立場からは、農地を低利用地として捉えていると推察しますが、本市農業は大阪農業のトップクラスであり、これら農地は地域の活性化を支える産業基盤であります。

今回、この区域における農地の大半は工業系の産業用地へと転換される計画と聞いておりますが、土地所有者へのアンケート調査などで、どの程度の方々が都市化を望んでおられるのでしょうか。

また、一部の方は区域内で農業を継続したいという方もおられるため、事業計画素案では一部の場所に農地ゾーンを設定する計画だと聞いております。そこで、農業を営んでおられる方々に対して、今後どのような配慮をお考えか教えてください。

○松本妙子議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

本市の農業振興地域の面積は、市域全地面積の約38.3%に当たる2768ヘクタールでございます。そのうち農地は885ヘクタール、割合にして約32%となっておりますが、市街化区域との境界部においては都市化が進行しており、農業の兼業化、従事者の高齢化等が進みつつある状況でございます。

その一方で、市内においては優良な集団的農地も多く整備され、都市近郊の立地を生かした生鮮野菜生産など、安定的な農業経営も維持されております。

議員お示しのとおり、本市の農産物は、水稻、果樹、野菜、花卉など多岐にわたっており、とりわけ桃、ミカン、水ナス、軟弱野菜の出荷量は府内で上位を占めるなど、大阪都市圏の生鮮食料供給基地となっております。

ございます。

今回、山直東地区の土地区画整理予定区域では47名、約5ヘクタールが農地であり、準備組合設立に際しての仮同意率で申し上げますと、地権者数ベースで約85%、農地面積ベースで約80%であり、区域内には一部農地ゾーンを計画していると聞いてございます。

こうした農業の状況を鑑みれば、今後の本市の農用地の利用に当たっては、農業サイドと開発サイドの両面から、地域の実情や動向を踏まえ、計画的な土地利用の確立が必要であると考えております。

農業サイドの立場といたしまして、泉州山手線の延伸に応じて、交通結節点を中心に都市的な土地利用の誘導を図り、地域特性を生かした広域交流拠点の形成を促進するといった土地利用の方針があり、本市全体の活性化を鑑みた場合、一定の土地利用の転換はやむを得ないと判断しておりますが、引き続き農地利用の方々の御意見に耳を傾けながら、例えば農家の方々にとって重要な要素である土づくりへの配慮として、造成工事実施の際には、地味土を新しく換地される場所へ移し替え、従前からの土壌にて営農が継続できるよう配慮するなど、農業者の視点に立ったまちづくりを進めていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

地味土については評価するとしても、広さや場所の面で、農家の方が離農に向かわないような換地へと気を遣っていただきたいところです。

最後にもう1点質問いたします。今後、本組合の設立に向けては、関係者の方々から同意を頂く必要があります。そのために

は、様々な課題に対して丁寧に説明を行い、特に防災面など、地元の方々の不安材料を取り除き、理解を深めていく配慮が重要であると思います。

区域全体を見渡すと、周辺道路に比べて地盤が低く、区域全体を1メートル程度盛土する計画であるように聞いておりますが、特に生活されている住宅等への影響が懸念されるようです。

また、大きなため池、二ツ池を埋める計画であるとも聞いております。三田町は現在、商業店舗ラ・ムーが立地している藤池を過去に埋立てしており、一定の雨水対策工事は実施されてきたものの、過去から大雨のたびに浸水被害を経験してきた地域でもあり、昨今の予期せぬ大雨被害が全国的に頻発する中で、周辺住民の方々も非常に不安に思っているのではないのでしょうか。

このような防災面の不安要素もある中で、今後、合意形成をどのように進めていく予定なのか、また合意形成が図られたとして、実際に現場で工事を進めていく中で、住民生活への影響、大雨対策などについてどのような対策を検討されているのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

○松本妙子議長

岸まちづくり推進部長。

○岸勝志まちづくり推進部長

議員より御指摘のとおり、今後、対象となる土地所有者や工場、住宅など、生活されている方々を対象に、できる限り丁寧に御説明を重ね、合意形成を図ってまいりたいと考えております。

盛土の件につきましては、現時点で詳細の設計まで進んでいませんが、周辺道路の高さなどから考慮いたしますと、地区全体で一定の盛土が必要になってくるのが想定されますので、今後、詳細設計を行う際には、その影響について十分配慮しながら

検討を進めてまいります。

また、二ツ池を埋める計画についてでございますが、町会、水利・実行組合での審議を経て、財産区財産管理者の岸和田市に対し処分申請書が提出されておりますが、まずは水利組合の方々と一緒に、用水の現況などについて現場立会いを進めているところでございます。今後、水利系統の付け替えなど、必要となる対策工事を実施した上で、最終的には造成工事を実施する想定でございます。

また、御指摘の大雨時の対策でございますが、土地区画整理事業を実施する上で、宅地化による雨水排水対策として、地区内に調整池を設置いたします。過去に区画整理事業を行った尾生久米田地区や丘陵地区におきましても同様に、調整池を設置した上で造成工事を進め、下流域への雨水排水量を調節いたしております。

なお、調節容量の計算につきましては、技術基準に基づき、100年に1度の大雨を想定して計算を行った上で、さらに一定の余裕率を見込んだ容量設定により工事を実施していく予定でございます。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

池については、計画区域外を含む広範な農業用水であることもあり、今後も確認していきます。

台風等の災害や南海トラフ地震など、防災面でも大きな役割を担う広域幹線でもある泉州山手線の早期延伸は、言うまでもなく多くの市民から強く望まれています。今後どのような困難があっても、府市が一体となって最後までやり切る覚悟を持って進めていただきたいし、貝塚市では先行して2020年度より事業開始され、倉庫業の株式会社PALTACが2028年度に開業することか

ら、開通を2029年度より前倒しできないかとも考えており、既に4年遅れている本市でも、それに追いつけるようにと励ましておきます。

山直東地区は、ゆめみヶ丘岸和田の区画整理事業とは異なり、現に土地利用がされている土地が多くある中で工事を進めていく必要があります。本市の防災面の強化につながる点については期待する一方、先ほども申し上げたように、農地や駐車場、工場、住宅などに対し十分配慮しながら進めたいと思います。

そして、市街化区域への編入に伴う税の影響については、何かしら対応策はないのでしょうか。公平公正な税の賦課が原則であると思いますので、非常に難しい課題かもしれませんが、活用の10年前から税金だけが上がるということは地元の方々の大きな不安材料になっておりますので、対応できる制度がないか考えていただきますようお願いいたします。

そして何よりも、事業の内容や都市計画に関わる説明など、一般の市民の方々にとってはすぐに理解できないところもあると思いますし、夏に开店予定と聞いているスターバックスコーヒーを、さも今回の開発の第1号だとデマを飛ばす地域の顔役もいるようなので、今後とも地元の声をよく聞き、丁寧な説明を重ね、市民の不安を少しでも解消しながらまちづくりを進めていただくよう要望しまして、次の質問に移ります。

2番、地域防災について。

環境省でも、せめてペットの同行避難は推奨しているところ、本市の指定避難所64か所のうち、同行避難が可能なのは24か所、うち11か所は小中学校となっているようですが、同行避難だけではなく、家族の一員であるペットと一緒に生活できる同伴避難ができ

る避難所をモデル的に開設してください。

年度が替わるとすぐに出水期に入りますし、8月から9月にかけては台風シーズンの到来となり、大雨による洪水や土砂災害などが危惧されます。また、本市に大きな影響を与える地震としては、南海トラフ地震、上町断層帯地震及び中央構造線断層帯地震があり、今回の能登半島地震のように地震は突然発生するので、のんきに構えている場合ではありません。早急に災害時におけるペット収容のガイドラインやマニュアル、また飼い主の心得などを作成していただきたい。これは先例の神戸市のような環境省の上塗りではなく、先進例として他自治体から目指してもらえるようなものをお願いいたします。そして学校側の受入れ体制も整え、せめて次の出水期までに、速やかにペットを同伴できる避難所をモデル的に開設してもらいたい。

このたびの能登半島地震における一例では、令和6年1月21日に地震で被災した人たちがペットと一緒に避難できるよう、金沢市内の避難所にペットの飼育スペースとなるトレーラーハウスが設置されています。先ほども申し上げたとおり、これまでの地震でも、被災者がペットと避難するため倒壊した自宅にとどまったり、車中泊を続けたりするケースがあり、体調の悪化などが懸念されています。

今回の能登半島地震の発生前になりますけれども、私は年末に複数の中学校を訪問し、学校の空き教室を活用したペットの同伴避難について、先生方と意見交換しました。現場の先生方からは、空き教室なら同伴避難に活用してもらうことは可能であると伺い、春木中学校や北中学校からは同室避難の場所を確保していただいておりますので、それを踏まえて危機管理部の見解をお聞かせください。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

能登半島地震以降、災害時のペットに関する市民の皆様からの電話やメールでのお問合せも増えてきております。現在のところ、施設管理者との協議の中で、同行避難についての理解を得て、順次避難可能な指定避難所を増やしていつている状況であり、ペット受入れのマニュアルや飼い主の心得を作成しているところでございます。

議員御指摘のとおり、ペット同伴避難を可能とする部屋の提供について承諾いただいている学校もあるように聞いておりますので、今後、速やかに施設管理者であります各学校長並びに教育委員会と十分に協議を進めながら指定してまいりたいと考えております。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

災害とは、地震や風水害などの自然災害や、2017年10月に起きた大沢町の土砂崩れのように人為的な原因などによって人の生命や財産、社会生活に大きな被害が生じる現象で、災害での被害を最小限に抑えるためには、たとえ数十年間災害が起こっていなくても、日常的に災害へ備えることが重要です。

28年前、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災は戦後初の大都市直下型地震で、兵庫県医師会によると、地震が直接の死因となった5488件のうち、各年齢層とも窒息・圧死が4224人、約77%と圧倒的に多く、倒壊した家屋等から救出された人のうち、約8割の人が家族や近隣住民によって救出されたと言われており、地域社会が防災に果たす役割は極めて大きいものがあります。危機管理部では地域防災力をどのように捉えて

いるのか、見解をお伺いします。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害が多く、将来、大規模災害も予想される我が国で災害から身を守るためには、行政や消防、警察、自衛隊といった公的機関による公助の取組と連携し、自分の身は自分で助ける自助や、近所の人と助け合う共助による取組を進めることが大切であると考えております。

地域防災力とは、自助、共助、公助の力の全てを結集させることで、災害発生時の被害をより軽減させる取組のことで、そして、そのいずれか1つでも機能しないと防災力を発揮しないものと認識しております。また、大規模な災害になればなるほど、公助の力が分散し、またその効果が出るまでに一定の時間を要することになるため、自助と共助の重要性が増しています。

そのため、まずは出前講座や地域の訓練に参加していただくなどの機会を通じて、お住まいの耐震化や家庭内備蓄といった自助の重要性を伝え、各自で防災の取組を進めていただけるよう啓発してまいります。

また、地域の自主防災組織であります防災福祉コミュニティは共助の要でありますので、発災時の対応が円滑にできるように、未結成の地域に対しましてはその結成を促し、結成されている地域に対しましては継続的に訓練の実施を促してまいりたいと考えております。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

地域防災力を向上させるためには、地域での防災に対する意識の向上が重要で、定期的に訓練を重ねることで、災害時に慌てることなく、次の第一歩をスムーズに踏み

出せます。

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関の対応のみでは市民の生命、財産の保護などの活動が十分に行えないことも考えられます。できる限り公助のみに依存せず、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の考え方の下、自分自身や家族、そして隣近所の方々の命を守るための身近な訓練を実施していただきたいと考えます。

そして、多数の被災者が長期にわたり避難所生活を余儀なくされるとともに、折り畳み式リヤカーを使って何人もの支援が必要な多くの高齢者や障害者が避難する訓練や、良好な避難所生活を送るため、避難所での役割分担などを決める訓練を地元の中学生を巻き込んで実施してもらいたいです。それらの訓練は、特に津波の浸水想定区域内の中学校を中心に実施願いたいと考えており、その区域の校区単位での防災福祉コミュニティの結成状況とリヤカーの配備状況を併せて教えてください。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

東日本大震災の発災時も、その後の避難生活でも中学生が非常に大きな力になったと聞き及んでおります。本市の津波浸水想定区域内に位置しております中学校は、春木中学校と野村中学校の2校が該当しており、それぞれの中学校における独自の訓練につきましては、教育委員会を通じ、各中学校へ訓練の実施を働きかけることとなります。

その一方で、防災福祉コミュニティが組織されている学校区につきましては、これはあくまでも地域の自主的な御判断になりますが、訓練の中で中学生の皆様のリヤカーを引いて避難支援をしてもらうといった項目や、良好な避難所生活を送るための避

難所での役割分担といった項目も入れていただけるかどうか、機会を見て働きかけてまいります。

次に、津波浸水想定区域を含む地域へのリヤカーの配備状況についてですが、大阪府の助成制度を活用しました配備が31台、各防災福祉コミュニティが本市の助成制度を活用いたしました災害用の資機材として購入いただきましたリヤカーが22台の計53台でございます。

なお、春木校区におきましては、防災福祉コミュニティが未設置であります。まずは組織の立ち上げを促し、リヤカーを含めました必要な資機材の調達を本市の補助制度を活用いただきながら進めていってもらえるよう、積極的に働きかけていきたいと考えております。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

私は春木に住んでおりますが、校区長、町会長、市民協議会からも会議に来るなど言われており、町会への働きかけは、私は困難ですので、危機管理部から働きかけをお願いし、先にはコンビナート火災や企業と地域の防災訓練についてお尋ねするとお伝えしておいて、次の質問に移ります。

3番、魅力ある学校づくりについて。

東京都は断トツの25%が私立中学校へ進学していますが、大阪府もトップ10の自治体であり、府内、市内とも小学校から地元の中学校へ進学せず、費用をかけて私立中学校に一定の生徒が進学しているのは、公立の中学校に魅力がないからではないかと考えることもできます。

私立中学校への小学校からの進学人数は校区や年度で様々だと思いますが、教育委員会として、各小学校から私立への進学状況の検証を行い、公立中学校の魅力づくり

に生かす必要があると思われます。

また、昨年の6月議会の際に様々な学校名を示しましたが、一人一人を尊重しながら、自立と共生を学ぶイェナプラン教育を行うことで移住者をも増やした広島県福山市立常石とともに学園や、先日、令和5年10月27日に、市長、教育長が訪問された和歌山県橋本市のきのくに子どもの村学園のように、自己決定の原則に基づいて、子供が様々なことを決める特色のある取組を取り入れることも必要ではないかと考えます。

現在、市内の中学校では魅力ある学校づくりに向けどのように取り組んでいるのか、またそれをどのように発信しているのか、お答えください。

○松本妙子議長

片山学校教育部長。

○片山繁一学校教育部長

私立中学校への進学につきましては、当該中学校の教育理念や教育内容に魅力を感じ、児童、保護者の判断の下、進学されているものと考えます。

公立中学校におきましても、小学校の児童や保護者が進学先の公立中学校に期待や魅力を感じる学校づくりに向けて、様々な取組を進めていくことは必要であると考えております。

現在、市内の中学校では、魅力ある学校づくりに必要である生徒たちの学力向上につきまして、例えば、日々の授業の中で生徒の学習内容の定着状況を把握するとともに、全国学力・学習状況調査等の分析結果を活用し、生徒たちの得意な面や苦手な面を客観的に把握し、指導に生かしております。

また、生徒たちによる授業アンケートから、例えば自分の考えを発表する場があるとか、自分と違う意見について考えるのが楽しいといった項目に対する回答状況を踏

まえまして、教員自身の授業の改善につなげております。

次に、議員お示しの広島県福山市の常石とともに学園や和歌山県橋本市のきのくに子どもの村学園などのように、独自の教育課程を編成し取り組んでいる学校があることは承知しております。

きのくに子どもの村学園の訪問には私も参加しましたが、そこで、子供たちが興味、関心に基づく課題について、同じ問題意識を持つ小グループでその解決に向け意欲的に取り組んでいる様子を参観しました。改めて、子供の主体性や活動への意欲を高めるためには、子供自身が自ら課題を見つけ、その解決に向けて自分たちで手だてを選択しまして、仲間と意見を交換しながら取り組むことが大切であることを確認いたしました。

市内では、総合的な学習の時間における探求的な学びや、生徒たち自身がつくり上げる合唱コンクール、また有志の生徒たちが日頃の活動成果を披露する文化祭など、生徒が主体となる活動に取り組んでいる中学校がございます。

教育委員会といたしましては、生徒の主体性を育む取組の好事例を発信するとともに、私立中学校への進学状況の検証や、また私立中学校に進学予定の保護者のニーズなどを可能な限り把握し、中学校と連携しながら、さらなる岸和田市立中学校の魅力づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えます。

また、学校状況の発信については、現在、各中学校が自校のホームページを通じて学校だよりや行事の様子を掲載しておりますが、各中学校の特色ある取組を広く知ってもらうためにも、これまで以上にホームページなどを通じて発信していくよう働きかけてまいります。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

行くメンバーに難があったのか、議員は誰も同行しておらず、これまで私以外に議事録にも出てこないきのくに子どもの村学園には、以前私も見学に行っております。学習指導要領に縛られる公立では、何を学ぶかまで子供が決めるように任せることはできないでしょうが、常石ともに学園は福山市立であるので、本市でも取り入れられることはあると思います。ぜひ魅力ある学校づくりの取組を充実させ、地元の公立中学校への進学率が上がるように、今後も取り組んでいただきたいと思います。

次に、府内での少年の大麻事犯の検挙、補導の件数が増えているとのことでした。警察からは、本市は府内でも多いほうだというふうに聞いております。市内の小中学校では薬物、大麻の危険性をどのように指導しているのか、また保護者が子供を使って小売をさせているとも聞いていますが、保護者に対してもどのように発信しているのか、防止の啓発や取組状況を教えてください。

○松本妙子議長

片山学校教育部長。

○片山繁一学校教育部長

市内の小中学校での薬物や大麻に対しての取組については、小中学校ともに保健の授業で取り上げることはもちろんですが、それ以外にも、小学校では警察と連携した非行防止教室を行っております。また、中学校では警察や学校医などの外部講師を招きまして、薬物乱用防止教室や飲酒・喫煙防止教室等を行っております。

これまでの取組としては、例えばPTA主催の講演会などで講師を招き、保護者を対象に危険薬物等についての研修の実施な

どに取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、警察と連携しまして、薬物乱用や大麻の怖さを知らせるリーフレットを作成しまして生徒、保護者へ配布し、その危険性について伝えていくところであります。

今後とも岸和田市の子供たちが薬物や大麻に巻き込まれないよう、子供たちへの指導はもちろん、引き続き保護者に対する周知を図ってまいります。

○松本妙子議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

海外では、以前よりオランダやカナダなど、大麻等の使用が合法であったり、違法であっても自家消費程度であれば容認される国もあり、近年、タイでは医療用として解禁され、アメリカでも、連邦レベルでは違法ですが、西海岸の全州など23州とワシントン特別区で成人の嗜好品として、医療品としては38州で認められていることから、1961年に国連で採択された麻薬に関する単一条約で禁止されて、ほぼ全ての国連加盟国がそれを批准しているにもかかわらず、解禁イメージが広がっています。

警視庁によると、2022年、大麻の所持や栽培などによる検挙者は5342人で、過去最高だった2021年に次ぐ多さで、年代別では20代以下の若者層が全体の70%余りを占めます。もちろん決して体によいものではなく、常習性が高く、やめることはできません。引き続き子供たちのために薬物、大麻の乱用防止への取組をしっかりと行っていただきたいと思います。

岸和田市内の全学校園が子供、家庭、地域のニーズに合った魅力ある学校園となるよう期待しまして、この質問を終わります。

4番、指定管理者が運営する認定こども園については、本市で仮に事件があったと

きも同様に、市民に対する公開範囲は事例ごとで異なるでしょうけれども、二次被害に配慮しながら、防止の観点から市民と共に考えていくことも考慮していただくよう要望して、次の質問に移ります。

5番目、市長の海外出張ですけれども、フランスの出張について再質問します。なぜ姉妹都市として交流を進める国がフランスなのか、理由をお示しください。

○松本妙子議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

本事業は、令和元年度から取り組んでございます。当時、本市が市制施行100周年を控え、新しい都市との交流を目指すことは世界に近い城下町である本市にとって有意義なことであるとして、国際交流の拡大を検討し始めていたところ、同年の秋、自治体の国際化推進を支援することなどを目的としている一般財団法人自治体国際化協会CLAIRから、令和2年11月にフランス、エクサンプロヴァンス市で行われます日仏自治体間交流会議の通知が届いたことをきっかけに、フランスの都市との交流について検討を進めることとなりました。

加えて、フランスは自転車競技が盛んな国でございまして、歴史もあり、文化芸術活動も非常に活発な国です。また、産業の分野においても同様で、EU最大の農業国でもあります。

本市には岸和田城があり、約300年の歴史を持つだんじり祭があり、海から山まで、市域の中で漁業、農業、工業といった多様な産業もあり、競輪場が整備され、BMXの普及に取り組むなど、フランスの都市との交流は本市のまちづくりにとって非常に有効なものと判断し、友好姉妹都市に向けた推進を目指していくこととしたものでございます。

また、日仏自治体間交流会議では、どのような持続可能な経済モデルを目指すべきか、全ての人々が尊重される成熟社会、環境の当事者としての地方自治体という3つのテーマが設定され、共通の行政課題について議論する場でありまして、具体的な交流都市の選定のため、知と経験を共有する機会を得られるものとして参加を検討してございました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により会議が中止となったため、CLAIRへの相談を継続しながら、在京都フランス総領事との面談の中で、交流候補とする相手都市について助言いただき、候補の中からラ・ロシェル市を選定し、CLAIR Parisの協力を得ながらアプローチを行っていたものでございます。

○松本妙子議長

高比良議員に申し上げます。途中ですが、60分の持ち時間を過ぎていますので、発言を中止してください。

それと、先ほど一般質問の中に、高比良議員の発言で不穏当と思われる部分がありましたので、後日会議録を精査し、必要な措置を講ずることといたします。

次に、宇野議員。

(12番 宇野真悟議員登壇)

○12番 宇野真悟議員

議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。私が本日最後の質問となりますが、理事者の皆様には、市民の皆様に分かりやすい的確なる御答弁をお願いいたします。また、議員の皆様におかれましては、いましばらく御清聴いただきますようよろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、令和6年能登半島地震により被害に遭われた皆様へ心からお見舞い申し上げます。そして、御家族や大

切な方々を亡くされた皆様へ謹んでお悔やみ申し上げます。また、本市からも多くの職員の方々が支援に入られていると聞いております。本当にありがとうございます。

それでは、通告のとおり、まずLINEの利活用についてお伺いいたします。

令和5年第2回一般質問において、本市のウェブサイト管理するコンテンツマネジメントシステム、CMSの更新時に、LINEとの連携を条件に盛り込むとの答弁がありました。その際に、私からは、CMSの更新を待たずに、今からLINEの活用をすることを要望いたしました。

まずは確認のために、LINEを含む本市のSNSの登録者数と、LINEの活用に向けてどのような対応をしてきたのかお答えください。

続いて、ドメイン名の管理についてお伺いいたします。

ドメインとは、インターネット上の住所のようなもので、本来は数字の羅列であるIPアドレスを人間にとって分かりやすい文字列に変換し、ウェブサイトの閲覧やメールの送受信における利便性を向上させるものです。

本市のウェブサイトのドメインはcity.kishiwada.osaka.jpであり、これは日本の大阪府岸和田市を示しており、地域型JPドメイン名と言われる形態です。一方で、一般的に、企業にはCommercialを意味するco.jp、政府にはGovernmentを意味するgo.jpが利用されているのと同様に、地方公共団体にはLocal Governmentを意味するlg.jpが割り当てられていますが、本市では活用されておられません。これらは属性型JPドメイン名と言われる形態で、取得できる対象者が限られているものです。

本市では現在、地域型JPドメイン名を利用していますが、何か理由はあるのでしょうか。市民がドメイン名をみただけで地方公共団体としての岸和田市であると判断できるよう、本市ウェブサイトのドメイン名をlg.jpに切り替えることはできないのでしょうか。また、他市の利用状況も併せてお答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。以降につきましては、自席にて一問一答形式で行わせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○松本妙子議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

本市公式SNSの登録者数につきましては、令和6年2月15日現在でございますが、LINEが4万5764人、X、旧ツイッターが3909人、フェイスブックが3625人、インスタグラムが3917人、ユーチューブが1790人、きしまるが8649人でございます。

現行のCMSにつきましては、令和7年3月に契約満了を迎えますが、議員御指摘のとおり、LINEとの情報連携をCMS更新時に導入できるよう準備を進めておるところでございます。

また、LINEの高い普及率や友だち登録者数を生かし、市政情報やイベント情報、防災情報等の発信に生かすべく、現在、本市のLINE公式アカウントを運用しております健康推進課をはじめ、関係各課と調整を進めてきたところでございます。

○松本妙子議長

残総務部長。

○残実総務部長

ドメイン名についての御質問でございますが、本市公式ウェブサイトは平成9年に開設してございます。議員御指摘のlg.jpは、その後、平成14年に新設されたもの

でございます、その時点におきましては、city.kishiwada.osaka.jpが本市公式ウェブサイトを開設して以来使用しているドメイン名であり、市民にもなじみの深いドメイン名であったこともあり、lg.jpは使用しないと当時判断し、現在も使用しているところでございます。

しかしながら、今後、市民がドメインを一目見ただけで地方公共団体としての岸和田市であると御判断いただけるよう、lg.jpの使用を検討してまいります。

次に、他市の状況についてでございますが、泉北泉南地域の9市4町のうち、本市を含む1市3町がosaka.jp、残りの8市1町がlg.jpを使用している状況でございます。

○松本妙子議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

まず、LINEの利活用について再質問いたします。

LINEの登録者数は、昨年6月に質問した際の人数と大きく変化しておりませんが、本市が管理するSNSなどの中では最大の登録者数であります。

答弁の中で、防災情報等の発信に向けて関係各課との調整を進めてきたとの答弁ですが、昨年6月と8月には本市に台風が接近しております。その際には、防災情報の発信等には特に活用されていなかったかと思えます。LINEの活用について、危機管理部のお考えをお聞かせください。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害時における防災情報発信につきましては、複数のメディアを用いて多重的に発信することが大変重要であると考えており

ます。

一方、情報の鮮度を保つためには即時性の確保が必要となりますが、メディアごとに発信の手段が異なる場合、それぞれの操作に時間を要することとなります。なるべく1つの操作にて複数のメディアに対して発信できるようなシステムのアシトがない場合には、即時性を保つことが難しくなることから、メディアの数と即時性とのバランスを取ることとなります。

LINEによる防災情報の発信につきましては、その対象者が既存のツールである緊急速報メール、エリアメールとほぼ重なり、効果が限定的であることから、現時点ではCMS更新時の連携機能による活用を考えております。

○松本妙子議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

LINEによる防災情報の発信については、その対象者がもちろんスマートフォンをお持ちの方となりますので、既存のツールである緊急速報メールとほぼ重なり、効果が限定的であるという答弁です。

しかし、情報発信ツールとしての役割は異なり、むしろ最初に答弁いただいたX、旧ツイッターに近いものであると考えております。例えば台風であれば、接近が予測できるものですから、事前に準備を呼びかけるなどの使い方が想定されます。

また、平成30年第4回定例会に私が一般質問でした質問の中の答弁によりますと、緊急速報メールは、命に関わる緊急性の高い情報を特定のエリアの対応端末に配信するものであり、送信内容は避難情報、気象警報、津波に関する情報などに限定され、当時台風で問題になりました災害ごみの分別やブルーシートの配布などの情報は配信できないということを確認しております。

L I N Eは、市民の皆様が必要な情報でありながら、緊急速報メールでは発信できない情報を発信するために有用な手段であると考えますが、今後の危機管理部としての利活用について、改めてお伺いいたします。

○松本妙子議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

L I N Eにつきましては、議員御提示のX、旧ツイッターと同様に、近年システム的な文字数制限は緩和されているものの、比較的短文で用いられる情報発信ツールであるとの認識です。

台風接近時や緊急速報メールでの配信対象外となるお知らせ等につきましては、原則としてホームページでの情報発信を行っております。しかしながら、ホームページはその特性上、情報を求める方が訪れるプル型のメディアであり、情報の登録や更新のタイミングが利用者から捉えづらいことから、L I N Eをはじめとした各SNSの速報性、同報性を生かしたプッシュ型での情報発信とともに、より詳細な情報を求める場合のホームページへの導線としての活用を検討してまいります。

○松本妙子議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

緊急速報メールで配信できない内容については、原則本市のウェブサイト上での情報発信を行うという御答弁でした。

しかし、御答弁にもありましたとおり、ウェブサイトは自ら情報を見に行く必要があるプル型のメディアであり、速報性という観点で課題があります。また、本市のウェブサイトは、以前も指摘いたしましたけれども、度々接続障害を起こしており、これはL I N Eであれ、そのほかのSNSで

あれ同じですが、大規模災害時に正常に情報が発信できるという保証はありません。

L I N Eに限らず、様々な情報発信の手段を日頃から検証、検討する必要があります。

今回の能登半島地震においても、被災自治体は、プッシュ型のメディアであることを生かし、L I N Eによって給水情報、道路の復旧情報、仮設住宅の申込みなど、緊急速報メールで発信できない情報の発信に積極的に活用していると聞いております。本市においても再度関係各課との調整と準備を改めてお願いいたしまして、この質問を終わります。

続きまして、ドメイン名の管理について再度質問いたします。

今後、属性型J Pドメイン名であるlg.jpの使用も検討していくという答弁でした。本市のウェブサイトのアドレスがcity.kishiwada.lg.jpとなれば、ドメイン名から容易に岸和田市役所であるということが証明できることとなります。また、他市の状況からも、多くの自治体がlg.jpを使用していることでもあるので、ぜひとも御活用をお願いいたします。

次に、city.kishiwada.osaka.jpとcity.kishiwada.lg.jp以外のドメイン名について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式は、行政のデジタル化を推進し、政府や地方公共団体はワクチン接種、各種給付金、Go To キャンペーンなどで多くのドメインを取得いたしました。

新型コロナウイルス感染症が昨年5月に5類に移行されて以降、事業で使用していたと思われるドメイン名が廃止され、一部は第三者が取得し、不適切なウェブサイトを作成しているケースもあります。そして、

これら第三者が作成したウェブサイトは、地方公共団体など無関係であると注意喚起する事例も増えております。

また、これは民間企業の実例ですが、大手通信事業者が金融サービスに利用していたドメイン名が廃止後にオークションに出品され、悪用されるおそれがあるという批判を受けた結果、その事業者自らが400万円で落札するという事もありました。

信頼性の高い省庁や企業、地方公共団体などが保有していたドメイン名が悪意のある第三者に取得された場合は、技術的には本物のようなURLでアクセスできる偽サイトが運営可能になるということから、不適切なサイトが開設された場合のセキュリティー面での懸念が指摘されています。

ドメイン名は、登録したいドメインの条件を満たす者であれば有償で登録することができますが、継続的に使用するためには定期的な更新が必要となり、費用が発生します。そして、廃止されたドメイン名は、一定期間経過後に再登録が可能となります。これらは通常の売買によるものですので、何ら法的に問題があるものではございませんが、手放したドメイン名が第三者に悪用されると、市民の信頼を損なったり、関係機関に迷惑をかけたりにつなぐります。

それでは、本市では各事業等で取得したドメイン名について把握し、管理されているのでしょうか。また、ドメイン全般におけるこれまでの本市におけるセキュリティー上の懸念が生じた事例の有無についてもお答えください。

○松本妙子議長

残総務部長。

○残実総務部長

現在、市全体として管理しているドメイン名はcity.kishiwada.o

saka.jpとcity.kishiwada.lg.jpの2つにとどまっております。その他のドメイン名につきましては、各課個別の業務におきまして業務委託やイベント関連で使用するなど、必要がある場合は担当課が取得している状況であると認識しております。

なお、ドメイン名の管理全般におきましては、これまでセキュリティー上の懸念が生じた事例は聞き及んでございません。

○松本妙子議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

ドメイン名の管理全般において、これまでセキュリティー上の懸念が生じたことはないとの御答弁でした。しかしながら、city.kishiwada.osaka.jp、city.kishiwada.lg.jp以外のドメイン名の管理はそれぞれ使用する担当課が行っているという状況で、この点において、全課が使用済みドメイン名の第三者利用の可能性について理解した上で運用しているのであれば問題ありませんが、そうでないなら危うさを感じます。

一度取得したドメインを保持しようとする、先ほどから言っているように費用がかかります。だからといって、破棄する際には第三者利用の可能性について考慮しなければなりません。使い捨て感覚でのドメイン取得は行わないことがもちろんですが、セキュリティー上のリスクを少なくするためには、ドメイン名の取得、管理に関するルールやガイドラインを作成する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○松本妙子議長

残総務部長。

○残実総務部長

議員御指摘のとおり、使用済みドメイン名の第三者利用の可能性等の懸念につきま

しては、全庁的にも十分な理解が必要だと考えます。

ドメイン名は、一度取得すると、それを保持し続けるのであれば問題は発生しませんが、手放す際には注意が必要となってまいります。また、場合によっては、手放す際には、市民や関係団体への注意喚起や周知が必要となってくる場合もあると考えられます。以上のことから、今後、ドメイン名の管理に関するガイドライン作成について検討してまいります。

○松本妙子議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

使用期限が切れたドメイン名を、再登録が可能になるタイミングを狙って第三者が取得する手法は、ドロップキャッチと呼ばれています。

先ほど御紹介した事例のように、公的機関が以前に管理していたドメイン名がドロップキャッチされ不適切に使われる例は、民間企業との比較で相対的に増加傾向にあるとのこと。これは、ドメインを手放す際の問題点が民間企業の間で浸透する一方で、自治体などの間では十分に広がっておらず、使用後のドメインを手放すリスクへの認識が不十分であることによると考えます。

廃止されたドメイン名は、ウェブサイトからリンクを削除しても、過去に配布したポスターやチラシに印刷されたURLやQRコードからアクセスされることもありますし、短縮URLなど、外部のウェブサービスの利用についても、突然のサービス終了などによるリスクがあります。

まずは先ほどの御答弁にありましたドメイン名の管理に関するガイドライン作成について進めていただき、庁内全体への周知につなげていただくことを要望いたします。

て、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○松本妙子議長

以上で一般質問を終了します。

本日はこれもちまして散会いたします。

午後2時51分散会